

令和4年定例第1回市議会会議録(第1日)

令和4年3月1日午前9時30分定例第1回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

| | | | | | |
|----|----|-----|-----|-----|-----|
| 1番 | 河野 | 一仁 | 9番 | 上津原 | 博 |
| 2番 | 森 | 弘子 | 10番 | 荒巻 | 隆伸 |
| 3番 | 村上 | 義徳 | 12番 | 壇 | 康夫 |
| 4番 | 奥 | 由美子 | 13番 | 中尾 | 眞智子 |
| 5番 | 吉原 | 政宏 | 14番 | 中島 | 一博 |
| 6番 | 末吉 | 達二郎 | 15番 | 宮本 | 五市 |
| 7番 | 古賀 | 義教 | 16番 | 牛嶋 | 利三 |
| 8番 | 前原 | 武美 | | | |

2. 不応招議員は次のとおりである。

11番 瀬口 健

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

| | | | |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 田中裕樹 | 係長 | 宋由美子 |
| 参与 | 馬場洋輝 | 書記 | 大木新介 |

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

| | | | |
|---------------|------|---------|-------|
| 市長 | 松嶋盛人 | 総務課長 | 栴嶋晋治 |
| 副市長 | 宮寄敬介 | 財政課長 | 大坪康春 |
| 教育長 | 待鳥博人 | 企画振興課長 | 木村勝幸 |
| 監査委員 | 平井常雄 | 秘書広報課長 | 久保井千代 |
| 総務部長 | 西山俊英 | 健康づくり課長 | 田中聡美 |
| 保健福祉部長 | 松尾博 | 福祉事務所長 | 末吉建 |
| 市民部長 兼市民課長 | 盛田勝徳 | 学校教育課長 | 北嶋淳一郎 |
| 環境経済部長 | 坂田良二 | 環境衛生課長 | 松尾和久 |
| 建設都市部長 | 松尾武喜 | 農林水産課長 | 宮崎眞一 |
| 教育部長 | 藤吉裕治 | 商工観光課長 | 猿本邦博 |
| 消防長 | 北嶋俊治 | 上下水道課長 | 甲斐田裕士 |

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 会期の決定について
- (2) 会議録署名議員の指名について
- (3) 監査報告について（例月出納検査、定期監査）
- (4) 諸般の報告（各一部事務組合の経過報告）
- (5) 施政方針説明
- (6) 議案一括上程
- (7) 提案理由説明

- (8) 同意第1号 教育委員会教育長の任命について
- (9) 同意第2号 公平委員会委員の選任について
- (10) 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- (11) 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- (12) 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- (13) 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- (14) 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- (15) 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- (16) 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- (17) 承認第1号 専決処分の承認について（専決第5号 令和3年度みやま市一般会計補正予算（第11号））
- (18) 承認第2号 専決処分の承認について（専決第1号 令和3年度みやま市一般会計補正予算（第12号））
- (19) 議案第1号 みやま市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (20) 議案第2号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- (21) 議案第3号 みやま市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- (22) 議案第4号 みやま市ふるさとみやま応援基金条例の一部を改正する条例の制定について
- (23) 議案第5号 みやま市青少年問題協議会条例を廃止する条例の制定について
- (24) 議案第6号 みやま市公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- (25) 議案第7号 みやま市市民センター条例の一部を改正する条例の制定について
- (26) 議案第8号 みやま市中島宏記念館条例の制定について
- (27) 議案第9号 みやま市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- (28) 議案第10号 みやま市空家等の適正管理に関する条例の制定について
- (29) 議案第11号 みやま市都市下水路条例の一部を改正する条例の制定について
- (30) 議案第12号 みやま市消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (31) 議案第13号 工事請負契約の締結について
- (32) 議案第14号 工事請負契約の締結について

- (33) 議案第15号 工事請負契約の締結について
- (34) 議案第16号 みやま市道路線の廃止について
- (35) 議案第17号 みやま市道路線の認定について
- (36) 議案第18号 令和3年度みやま市一般会計補正予算（第13号）
- (37) 議案第19号 令和3年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- (38) 議案第20号 令和3年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- (39) 議案第21号 令和3年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- (40) 議案第22号 令和4年度みやま市一般会計予算
- (41) 議案第23号 令和4年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算
- (42) 議案第24号 令和4年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算
- (43) 議案第25号 令和4年度みやま市介護保険事業特別会計予算
- (44) 議案第26号 令和4年度みやま市用地特別会計予算
- (45) 議案第27号 令和4年度みやま市水道事業会計予算
- (46) 議案第28号 令和4年度みやま市下水道事業会計予算

午前9時34分 開会

○議長（牛嶋利三君）

ただいまから令和4年定例第1回市議会を開会いたします。

なお、11番瀬口健君におかれましては、本日欠席届が提出をされております。これを許可しておりますので、御承知おきください。

それでは、これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定について

○議長（牛嶋利三君）

日程第1．会期の決定についてを議題といたします。

本件は、先日の議会運営委員会におきまして協議をいただいておりますので、委員長の報告を求めてまいります。前原議会運営委員会委員長お願いいたします。

○議会運営委員長（前原武美君）（登壇）

皆さんおはようございます。令和4年定例第1回市議会の運営につきまして、2月18日に

議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容について御報告を申し上げます。

まず、本会議に付議されました案件は、同意 5 件、諮問 4 件、承認 2 件、議案 28 件でございます。

本会議の会期は、本日 3 月 1 日から 3 月 18 日までの 18 日間といたします。その日程でございますが、日程につきましては、既に皆様方に資料を配付しておりますので、御参照方よろしくお願い申し上げます。

次に、審議方法について申し上げます。

同意第 1 号から同意第 5 号までの同意 5 件、諮問第 1 号から諮問第 4 号までの諮問 4 件、承認第 1 号及び承認第 2 号の承認 2 件につきましては即決といたします。

議案第 1 号から議案第 4 号までの 4 件及び議案第 12 号の計 5 件につきましては、総務常任委員会付託といたします。

議案第 5 号から議案第 8 号までの 4 件につきましては、文教厚生常任委員会付託といたします。

議案第 9 号から議案第 11 号までの 3 件と議案第 16 号及び議案第 17 号の計 5 件につきましては、産業建設常任委員会付託といたします。

議案第 13 号から議案第 15 号までの 3 件及び議案第 18 号から議案第 21 号までの 4 件の計 7 件につきましては即決といたします。

議案第 22 号から議案第 28 号までの 7 件につきましては、予算審査特別委員会付託といたします。

以上、議会運営委員会の決定の報告を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から 3 月 18 日までの 18 日間にしたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日から 3 月 18 日までの 18 日間と決定をいたしました。

日程第 2 会議録署名議員の指名について

○議長（牛嶋利三君）

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、8番前原武美君、9番上津原博君、兩名を指名いたします。

日程第3 監査報告について（例月出納検査、定期監査）

○議長（牛嶋利三君）

日程第3. 監査報告について、監査委員の報告を求めてまいります。平井監査委員お願いいたします。

○監査委員（平井常雄君）（登壇）

皆さん、改めましておはようございます。それでは、まず例月出納検査の結果について御報告をいたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を次のとおり御報告申し上げます。

検査の対象といたしましては、みやま市の一般会計、特別会計及び公営企業会計に属する出納状況でございます。

現金の出納及び保管につきましては、令和3年10月分から12月分までの各月月末現在における各会計別歳出簿の現金額は、指定金融機関残高表及び支払証憑書類、その他関係諸帳簿と照合いたしました結果、何ら非違事項も、また、指摘事項も認められず、全て適正に処理をされておりました。

以上、例月出納検査の結果について、御報告を終わります。

次に、令和3年度定期監査の結果を御報告いたします。

定期監査は、地方自治法第199条第4項の規定により毎年期日を定めて行うもので、本年度はみやま市の備品を対象といたしました。

期日につきましては、令和3年11月15日から12月22日まで行いました。

対象節といたしましては、17節の備品購入費でございます。

監査に当たりましては、担当職員立会いの下、購入数量が需要量に見合ったものになっているか、また、備品の管理は適正になされているか等を重点に行いました。監査の結果、備品の管理及び保管状況につきましてはおおむね適正になされておりましたが、購入した備品を台帳等に登録する際は、他のものと識別できるようにメーカー名や型式番号等も記載されることを望みます。

また、小・中学校におきましては、まとめて購入された複数個の備品に対し1つの備品番号を付番したものが見受けられるなど、備品台帳の記載や管理の方法が統一されておられませんので、所管課と協議し、統一した管理を検討されるよう要望いたします。

なお、詳細につきましては、別添、お手元の監査報告書を御高覧賜りたいと存じますが、今後も最少の経費で最大の効果を上げるよう、行財政改革で経費節減の推進に努められるよう望むものでございます。

以上、簡単ではございますが、令和3年度定期監査の結果の御報告といたします。

日程第4 諸般の報告（各一部事務組合の経過報告）

○議長（牛嶋利三君）

日程第4. 諸般の報告（各一部事務組合の経過報告）について、まず柳川みやま土木組合議会の報告を求めます。1番河野一仁君お願いします。

○1番（河野一仁君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、私のほうより令和4年柳川みやま土木組合議会第1回定例会の報告を申し上げます。

去る2月17日に開催されました定例会には、令和3年度一般会計補正予算と令和4年度一般会計予算の2議案が提案されました。

令和3年度一般会計補正予算の規模は、歳入歳出それぞれ1,458千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を233,077千円とするものです。

補正予算は、柳川市地区の農村環境整備事業の入札結果による減額補正です。

また、繰越明許費の承認は、一般修繕工事2地区分となります。

次に、令和4年度一般会計予算について申し上げます。

予算編成に当たりましては、柳川みやま土木組合の使命であります管内水利施設の維持管理及び農業用水の適正なる水利配分を行うために、施設整備を行うことを基本方針として編成されております。

一般修繕工事等による整備、補助事業の農村環境事業による樋門及び水路改良護岸整備工事、土地改良施設維持管理適正化事業による樋門整備工事、史跡等総合活用整備事業による水路護岸整備工事が上げられております。

また、土木組合が管理しております大和堰が、県営事業の基幹水利施設保全対策事業で施工中ですが、令和4年度で完了予定となっております。

予算規模は、歳入歳出それぞれ286,000千円となり、前年度と比較すると54,000千円の増額となっております。これは土地改良施設維持適正化事業の事業費の増額によるものです。

令和4年度におけるみやま市の一般分担金は36,325千円で、前年度より35千円の増額、特別負担金は15,904千円で、前年度より7,981千円の増額となっております。

この特別負担金の増額は、農村環境整備事業費と福岡県において工事施工中の大和堰の事業費の増額に伴う負担金の増額によるものです。

みやま市内においては、補助事業の農村環境整備事業で、瀬高町太神地区の樋門整備工事を1地区、一般修繕工事で、瀬高町泰仙寺地区、東津留地区の樋門整備工事が予定されています。

また、今年度、水利管理特別分担金として、みやま市が3,000千円予算計上され、返済川などのしゅんせつ工事が予定されております。

いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは続きまして、有明生活環境施設組合議会の報告を求めてまいります。13番中尾眞智子君をお願いします。

○13番（中尾眞智子君）（登壇）

それでは続きまして、有明生活環境施設組合議会報告をさせていただきます。

去る2月9日、令和4年第1回有明生活環境施設組合議会定例会が開催されました。

これまでは、緑豊かな山々を眺めることができるみやま市役所山川支所での議会開催でありましたが、今回からは、眼下に季節柄、ノリひびがしつけられた有明海、遠くに雲仙岳、多良岳などを望むことができる新ごみ焼却施設での開催となりました。

今議会に提案された議案は全12議案で、条例の制定や改正などが6件、令和3年度の補正予算及び新年度予算が6件でございました。

条例関係の議案は、組合事務局が昨年11月から有明ひまわりセンターへ移転いたしましたことから、事務処理の変更を目的とする条例の改正や業務を本格的に開始する新施設の将来の財政需要に備えるための基金の創設などがございます。また、廃止した旧火葬施設有峰苑に関する条例の廃止などがございます。

次に、予算関連議案について御説明いたしますと、補正予算は火葬施設建設事業が令和2

年度で終了し決算の認定もいただきましたので、これまでみやま市、柳川市から受けた負担金を清算し、その残金を負担割合に応じ両市に償還するための予算措置が行われたものでございます。

また、新年度一般会計予算及び特別会計予算関係では、まず特徴的なのは、本格的に稼働を開始する新ごみ焼却施設、有明ひまわりセンターの運営費を目的としたクリーンセンター施設運営特別会計が新たに設定されました。予算総額は568,248千円でございます。そのうち83.8%が施設の運営を一括して業務委託する包括的業務委託費となっております。

火葬施設の運営を目的とする一般会計予算では、過去2年間の火葬施設の運営による経験値を基にした予算計上となっております。予算総額は170,150千円、前年比15.2%の減額となっております。予算計上からも施設の運営が安定しつつあることがうかがえるものとなっております。

以上、議案内容をかいつまんで御説明いたしました。慎重審議の結果、全議案可決決定いたしております。

最後に、組合の現状を申し上げます。先日2月19日、新ごみ焼却施設の竣工式を行ったばかりでございますが、この施設の竣工を機に、今組合は大きな転換点に差しかかっております。これまで約10年以上にわたって火葬施設とごみ焼却施設の建設に邁進してまいりましたが、火葬施設建設工事は既に完了し、一昨年より運営を開始しておりますし、ごみ焼却もいよいよ本格的に開始します。つまり、組合はこれまで携わってきた施設を建設する組織から施設を運営する組織へ大きくさま変わりいたします。これまでの施設の建設事業も初めての取組ではありましたが、これから担うこととなる施設の運營業務もまた初めて経験するものでございます。

これから試行錯誤を繰り返しながらではございますが、組合執行部、議会、しっかり手を携えて市民の負託に応えることができるよう努力してまいります。どうか今後ともみやま市議会のさらなる御支援と御協力、また、御指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。有明生活環境施設組合議会報告といたします。

終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、続きまして、私のほうから、福岡県南広域水道企業団議会の報告をいたします。当企業団議会は、令和4年2月21日に第1回定例会が開催をされております。

定例会に上程された令和4年度福岡県南広域水道企業団水道用水供給事業会計予算など、6議案は全て可決をされました。

当企業団は、安全で良質な水の安定供給により、県南地域住民の生活向上と地域発展に貢献するとの基本目標を定めまして、福岡県南地域の生活基盤であります水道施設の整備を進めております。

現在、第2期拡張事業といたしまして、大牟田系第2送水施設の工事を実施しておりますが、令和4年度で9か所の送水管布設工事を実施し、第2期拡張事業は完了予定となっております。

また、令和4年度には、第3期拡張事業に向けて、南系及び大牟田系送水施設の基本設計の見直し等を行う予定でございます。

用水供給の状況といたしましては、令和4年度の1日平均供給水量は10万4,069立法メートルで、前年度との比較といたしましては229立法メートル増加しており、年間供給水量を3,798万5,185立法メートルと見込んでおります。

続きまして、令和4年度予算の概要についてを申し上げます。

収益的収支につきましては、事業収益は4,810,793千円で、事業費用は4,164,660千円です。事業収益から事業費用を差し引いた646,133千円から消費税を差し引いた434,312千円が当年度利益として計上をされております。

資本的収支につきましては、資本的収入が1,777,995千円に対し、資本的支出は4,653,134千円であります。差引き2,875,139千円の不足については、全額、損益勘定留保資金等々で補填する予定でございます。

以上、簡単ではございますけれども、報告とさせていただきます。

日程第5 施政方針説明

○議長（牛嶋利三君）

日程第5．市長の施政方針の説明を求めてまいります。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

改めましておはようございます。今、世界情勢でウクライナとロシアで戦争が起こっております。非常に悲しく思っておりますし、全世界が注目しているところでもございます。一日も早い平和が訪れることを願っておる次第でございます。皆様とともに平和を願ってまいります。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、施政方針を述べさせていただきます。少々お時間取りますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日、ここに令和4年第1回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

また、日頃より、本市の市政運営に当たりまして、御理解、御支援を賜り、衷心より感謝申し上げます。

本議会に提案いたします議案の説明に先立ちまして、新年度の施政方針を申し上げ、議員の皆様をはじめ、広く市民の皆様の御理解を賜りたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、私が市民の皆様方からの温かい御支援の下、市政を担当させていただき、はや3年4か月余りが経過し、令和4年度は市長任期の最終年度を迎えることとなりました。

この間、市民の皆様からの負託に応えるべく、議員の皆様の御理解、御協力を賜りながら、職員と一丸となり、全力で市政運営に取り組んでまいりました。

私の就任当初からの理念は、本市の天・地・人の利を生かし、子や孫が住みたいと思えるまちづくりであります。

これまでSDGsの目標を取り入れて策定いたしました第2次みやま市総合計画をはじめ、人口減少に歯止めをかけるための第2期みやま市まち・ひと・しごと創生総合戦略や、大規模自然災害と向き合い対応できるまちづくりのためのみやま市国土強靱化地域計画などを策定し、本市の未来へとつながる持続可能なまちづくりを進めてまいりました。

その歩みは、いまだ道半ばではありますが、議員の皆様をはじめ、市民の皆様の御理解、御協力をいただきながら、一步ずつ前に進めることができましたことに、心より感謝申し上げます。

引き続き、本市の山積する諸課題に真摯に向き合い、より一層市民の皆様の声を大切にしながら、強い使命感を持ち、全身全霊を尽くして職務を全うする覚悟であります。どうか御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症についてでございますが、オミクロン株の感染拡大により、まん延防止等重点措置が適用されるなど、市民の皆様には日常生活における制約が続く中、感染拡大防止に向けての御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

また、感染症対応の最前線に立ち続け、日夜献身的に御尽力をいただいております医療・福祉関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。ありがとうございます。

3回目の新型コロナウイルスワクチン接種につきましても、地元医師会の御協力とともに、県の御配慮により、保健医療経営大学を広域集団接種会場に指定いただいていることから、市民の皆様の接種が円滑に進んでいるところであります。

市民の皆様が安心して暮らせる日常を一日も早く取り戻せるよう、引き続き感染症の予防と拡大防止対策に努めるとともに、社会経済活動の回復に向けた対策に取り組み、この難局を乗り越えてまいり所存であります。

次に、令和5年3月末に閉校いたします保健医療経営大学の跡地が、福岡県保健環境研究所の移転先に決定いたしました。今回の誘致に際し、議員の皆様をはじめ、国、県の関係者の皆様の御理解、御支援を賜り、この誘致活動を進められましたことに心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

保健環境研究所は、新型コロナウイルス感染症の対応など、人類が直面している大きな課題を解決するための研究・調査機関として、その果たす役割は、近年ますます重要なものとなっております。さらには、人獣共通感染症に備える中核拠点「ワンヘルスセンター」としての整備も予定されており、建て替え後、施設の職員をはじめとする様々な方が本市を訪れ、人流が増加し、地域経済の活性化、関係人口の増加などにより、本市の地方創生につながっていくことを期待しております。どうか市民の皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。

次に、昨年8月、本市は1週間で年間雨量の2分の1となる記録的な豪雨に見舞われ、市内各所において、人的被害や家屋被害をはじめ、道路や水路、中山間地の農地などに甚大なる被害が発生し、激甚災害の指定を受けました。国、県からの御支援をいただき、ようやく復旧のめどがついてまいりましたことに深く感謝を申し上げます。

近年、異常気象が常態化しており、想定を超える自然災害に対応すべく、河川の改修、崖崩れの防止及び急傾斜地の崩壊防止など、治山・治水、国土強靱化対策を積極的に推進してまいります。

次に、国政に目を向けますと、岸田首相は、成長と分配の好循環とコロナ後の新しい社会の開拓をコンセプトとした新しい資本主義の実現を目指されております。

そのための成長戦略の第1は、デジタルを活用した地方の活性化であります。今後、デジタル田園都市国家構想などにより、社会構造が大きく変わっていく中、その変化に対応でき

るまちづくりが必要となることから、令和4年度は自治体のデジタル化を推進するみやま市DX推進計画を策定いたします。

また、新しい資本主義の実現によって克服すべき最大の課題は、気候変動問題であるとされています。

本市におきましても、記録的豪雨により5年連続で大雨特別警報が発令されるなど、地球温暖化の影響は顕著となってきました。この気候変動に対処するために、昨年8月に、2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティみやま」を表明いたしました。

今後、この表明を具体化するためのみやま市地球温暖化対策実行計画に基づき、次世代を担う子供たちが、本市の自然豊かな環境を享受できるよう、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりを推進してまいります。

次に、国の地方財政措置でございますが、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方団体が行政サービスを安定的に提供しつつ重要課題に取り組めるよう、地方交付税等の一般財源総額について、交付団体ベースで令和3年度を約203億円上回る62兆135億円が確保されているところでございます。

一方、本市の財政状況でございますが、令和2年度の決算におきまして、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は92.3%となり、財政の硬直化が進んでおります。

財政運営では、歳出に対する歳入の不足分について、基金の繰入れにより収支の均等を図っている状況が続いております。

こうした財政需要に対応するため、国、県の補助制度を積極的に確保し、また、過疎対策事業債など、有利な地方債を活用しながら、引き続き成長と健全化が両立し得る財政基盤の構築を目指し、持続可能な行財政運営に取り組んでまいりたい所存であります。

以上、主要案件をのり申し上げましたが、御理解賜りますようお願い申し上げます。

それでは、令和4年度当初予算における、まちの可能性を引き出し、持続可能な質の高い行政サービスを実現するための主な事業につきまして、第2次みやま市総合計画の基本計画に掲げます7つの政策分野に沿って御説明いたします。

初めに、「魅力あふれる住みやすいまちづくり」について申し上げます。

まず、利便性の高い地域交通体系の整備についてでございます。

集落間を結ぶ幹線道路の整備は、経済効果が期待され、車両運行の円滑化と歩行者の安全

に寄与することから、社会資本整備総合交付金を活用し、市道尾野・河原内線や坂田・竹飯線などの整備に取り組んでまいります。

県道高田山川線の国道208号線までの延伸整備や、県道飯江長田線のバイパスにつきましては、交通アクセスの向上のみならず、地域振興にも資することから、県との協力体制の下、事業を推進してまいります。

また、都市計画道路瀬高駅・八幡1号線のバリアフリー化整備は、令和4年度に完成予定であり、利便性の向上と安全性を確保するため、人に優しい道づくりを推進してまいります。

橋梁整備では、三開1号橋の橋梁修繕工事に取り組みます。長寿命化計画の下、大規模な補修や架け替えが生じないように、予防保全型の補修に努めてまいります。

公共交通機関の利便性の確保では、みやま市公共交通計画を策定いたします。持続可能な地域公共交通を確保するため、基本的な方針を定め、コミュニティバスの運行見直しなど、限られた財源の中で市民の皆様の交通手段の確保と利便性の向上に努めてまいります。加えて、走行距離が長くなりましたコミュニティバス2台を更新いたします。

また、九州地区で初めての取組となる自動運転サービス事業では、引き続き、山川地区の国道443号線の一部ルートで社会実装し、実証運行を実施いたします。

さらに、駅周辺整備では、西鉄開駅前道路において、送迎車や待機車による通行の妨げを解消する観点から、駅前駐車場整備に着手いたします。

次に、良好な住宅環境の整備についてでございます。

空き家対策では、所有者に適正管理を働きかけるとともに、保安上危険な老朽家屋等の除去を推進いたします。

また、空き家バンク制度を拡充し、利用可能な空き家の活用を積極的に奨励し、本市への移住・定住につなげてまいります。

さらに、公営住宅等の維持管理につきましては、山川の定住促進住宅の浴室改修や下小川団地のエレベーター耐震対策など、計画的に適切な点検、修繕などを実施してまいります。

次に、上下水道の整備についてでございます。

まず、上水道事業は、瀬高、高田地区の配水管が老朽化し、更新の時期を迎えております。漏水が多発する区域を中心に布設替えを計画的に進めてまいります。また、瀬高配水池の本体工事に着手いたします。

公共下水道事業では、公共下水道整備計画に基づき、下庄地区の国道209号線污水幹線や

初瀬町地区内の管渠敷設工事を実施いたします。

次に、高度情報通信基盤の活用についてでございます。

リニューアルいたしましたホームページやセグメント配信などの新たな機能を追加します。LINEを十分に活用し、さらなる情報発信力の強化に努めてまいります。

次に、移住・定住の促進についてでございます。

コロナ禍による東京一極集中から地方への回帰の動きなど、人とのつながりや自然豊かな住環境などへの価値が再認識されております。自然豊かな本市は、この動きを好機と捉え、本市の魅力と可能性を積極的に発信してまいり所存でございます。

新たにシティプロモーション計画を策定いたします。キャッチコピーやロゴマークの作成、ユーチューブによる動画配信等により、アフターコロナを見据え、本市の魅力発信し、知名度向上につなげてまいります。

また、通勤定期補助制度をリニューアルいたします。補助対象の枠を広げ、制度内容を充実することといたしております。

2点目の「自然を育む安全安心なまちづくり」について申し上げます。

まず、地域が一体となった循環型社会の形成についてでございます。

2030年度を目標とするみやま市地球温暖化実行計画に基づき、温室効果ガス排出量の削減に向けた施策を推進してまいります。

燃やすごみの削減による地球温暖化の防止と、ごみ処理コストの削減に向けて、環境教育の推進、ゼロカーボン講座・ゼロカーボンマイスター育成事業などに取り組み、市民の皆様の意識を醸成してまいります。

また、ワンヘルスの推進では、旧清掃センター事務室内において、野良猫の不妊手術事業に取り組んでまいります。

柳川市との共同による新ごみ処理施設は3月から本格稼働をいたします。稼働後1年間のごみ焼却量で建設費の負担割合が決定することとなりますので、市民の皆様と力を合わせ、よい意味で両市が競い合い、燃やすごみの減量に積極的に取り組んでまいります。

次に、エネルギー政策の推進についてでございます。

みやまスマートエネルギー株式会社と連携を強化し、再生可能エネルギーの地域資源を最大限に活用することで、エネルギーの地産地消を進めてまいります。

また、新たに市内の事業者を対象とした省エネセミナーの開催や、相談、診断事業を進め、

ゼロカーボンシティに向けた取組を推進してまいります。

次に、防災対策の推進についてでございます。

集中豪雨や大型台風などによる洪水や浸水対策として、河川や水路及びため池のしゅんせつを進め、洪水調整機能を整え、貯水量を確保してまいります。

防災対策では、みやま市地域防災計画に基づき、迅速、適切に対応できる庁内体制の確立に努めてまいります。

引き続き、自主防災組織の組織化及び防災活動に対する支援を行い、また、地域の防災リーダーである防災士の育成を図り、さらには、校区防災マップの作成など、自助や共助の意識啓発に努め、地域防災力を強化してまいります。

また、避難行動要支援者の個別避難計画では、計画作成を加速するため、市内の介護・福祉事業所の福祉専門職や地域の自主防災組織との連携によるモデル事業を実施いたします。

近年、豪雨災害の影響で、農業用施設からの重油の流出が課題となっており、新たに防油堤や浸水防止壁等の設置を支援してまいります。

内水氾濫防止などの雨水対策では、老朽化した下庄雨水ポンプ場の長寿命化を図るため、令和4年度は機械電気設備の更新や施設の耐火改修に取り組んでまいります。

次に、消防・救急体制の充実についてでございます。

筑後地域消防通信指令センターとのさらなる連携強化を図り、広域的な消防防災体制を充実強化してまいります。

また、救助工作車1台を更新いたします。ドローンなどの最新鋭の救助資機材を装備し、大規模災害発生時などに俯瞰的な視点から被害情報を的確に収集することにより、より迅速で効果的な災害救助体制を構築し、トータル被害の軽減に努めてまいります。

年々増加する救急要請に対応するため、救急救命士及び救急隊員の知識、技術の習得に努めます。また、高規格救急自動車に高度救命資機材を整備し、市民の安全・安心を守る体制づくりを推進してまいります。

さらに、消防団活動を将来にわたり維持していくために、活動しやすい体制を整備するとともに、消防団員の処遇改善を図り、ひいては、団員の確保につなげていくことで、地域防災力の充実、強化に努めてまいります。また、老朽化している山川南部第2分団の消防ポンプ車を更新してまいります。

次に、防犯対策・交通安全対策の推進についてでございます。

安全安心まちづくり推進協議会や防犯協会などの関係機関と連携し、安全で安心なまちづくりを推進してまいります。

また、安全なまちづくりに向け、LED型防犯灯への取替えを促進し、地域との連携による防犯対策の充実強化に努めてまいります。

交通安全対策では、カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設の整備を促進し、また、高齢者の交通事故防止の取組を強化するため、運転免許証の自主返納者に対する助成制度を拡充いたします。

3点目の「地域の特色を生かした活力あるまちづくり」について申し上げます。

まずは、農林水産業の振興についてでございます。

本市の基幹産業である農業につきましては、担い手、後継者不足を解消するため、新たに親元就農の支援策を設けるなど、新規就農者支援を強化いたします。

また、ICTを活用したスマート農業の推進や老朽化した土地改良施設の機能回復など、生産力の強化や農業所得の向上及び耕作放棄地の解消を図り、さらなる振興に努めてまいります。

また、強い農業への転換や競争力の強化に向け、県、JAみなみ筑後などの関係機関と連携し、瀬高カントリーの改修や山川選果場の増設など、共同利用施設の整備を支援してまいります。

有害鳥獣対策では、イノシシなどの侵入防止柵の助成や駆除に係る人的支援など、猟友会と連携し、駆除体制を一層強化してまいります。

6次産業化の推進では、本市の特性を生かした商品開発を行う地域協議会の取組や特産品のPRによりみやまブランドづくりを推進してまいります。

また、道の駅みやまでは、お客様の混雑解消や利便性の向上のため、駐車場を拡張し、地産地消の推進や農業者等の所得向上に努めてまいります。

さらに、農業基盤整備では、山川町甲田地区において、かんきつ等の農地規模拡大による生産量の向上や、高品質な山川みかん栽培等を目指し、山間地基盤整備事業を進めてまいります。

また、モデル事業として、高田地区の農地の暗渠排水事業に着手し、経営基盤の強化や生産力の向上に努めてまいります。

林業振興につきましては、県の補助事業や国の森林環境譲与税を活用して、荒廃した森林

や竹林の再生整備を推進してまいります。

漁業の振興では、江浦漁港の泊地しゅんせつに取り組み、安全で円滑な漁業活動を確保し、利便性の向上につなげてまいります。また、高田漁協の赤水対策事業を支援し、地域の環境保全に努めてまいります。

次に、商工業の振興についてでございます。

まず、JR瀬高駅をまちの玄関口としたJR瀬高駅周辺活性化計画に基づき、駅や駅周辺の活性化に向け、先進地の調査などの取組を進めてまいります。

次に、商品のブランド化の仕組みを構築するとともに、生産性向上や起業者への支援を強化し、地域経済の活性化につなげてまいります。

また、コロナ禍により疲弊した店舗や商店街等に対し、融資預託金の拡充やプレミアム商品券の発行事業などにより、地域経済の再生に努めてまいります。

さらに、デジタル地域通貨の導入に取り組み、庁内の各部署で行っている給付関連事業を現金給付から市内で利用できるポイント給付に切り替え、地域経済の活性化を推進してまいります。

次に、企業誘致の推進についてでございます。

インターチェンジ周辺の計画地につきましては、文化財の発掘調査がおおむね終了し、早期の産業団地の造成に向けて、進出企業との協議が調うよう誘致活動に取り組んでまいります。

次に、観光の振興についてでございます。

観光事業につきましては、本市の多様な地域資源を生かし、観光振興に関する施策を戦略的かつ積極的に推進してまいります。

九州オルレ「みやま・清水山コース」では、九州オルレ推進協議会との連携を強化し、観光客の誘客や地域経済の活性化につなげてまいります。

また、本市の豊かな農作物や伝統文化の地域資源を活用したグリーンツーリズム事業を推進してまいります。

さらに、観光協会との連携を強化し、ウイズコロナに対応した着地型観光など、旅行者のニーズに沿った観光スタイルを促進してまいります。

4点目の「健やかに暮らせる福祉のまちづくり」について申し上げます。

まず、健康づくりの推進についてでございます。

新型コロナワクチンの接種につきましては、地元医師会の御協力の下、追加接種を速やかに進めるとともに、小児接種につきましても順次接種を開始し、感染拡大防止及び重症化リスクの軽減に努めてまいります。あわせて、感染症による自宅療養者等に対する支援に取り組んでまいります。

各種がん検診等については、受診率及び精密検査の受診向上に努めるとともに、新たにがん患者やがん経験者への支援にも取り組んでまいります。

また、地域における健康づくり活動の活性化のため、健康推進ボランティアの養成に取り組んでまいります。

次に、安心して産み、育てられる子育て支援の推進についてでございます。

将来を担う子供を安心して産み育てることができるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を推進してまいります。新たに、出産後の母親の心身のケアや育児サポートを目的とする産後ケア事業を取り入れ、みやま子育てサポートセンターの機能を充実、強化してまいります。

子育て支援拠点事業は、新設する総合市民センター内での活動を予定しており、つどいの広場事業を中心に積極的に推進してまいります。

また、子供の貧困対策として、その指針となる第2期子どもの貧困対策推進計画を策定いたします。

保育事業では、よりよい保育環境を整備するため、開保育園の園舎改修及びひがしやまあいじえんの大規模修繕を支援してまいります。

放課後児童クラブ事業では、学校統合により設置する高田小学校の放課後児童クラブとして活用できるよう、既存施設を増設してまいります。

さらには、DVや虐待などの事案が増加傾向にあり、早期の適切な対応が必要となることから、要保護児童対応アドバイザーを配置するなど、支援体制の充実強化に努めてまいります。

次に、生涯現役のまちづくりの推進についてでございます。

本市の高齢化率は、令和3年10月現在におきまして38.6%となっており、今後、高齢化率は上昇を続け、令和22年には46.4%に達すると予想されております。

このような状況を踏まえ、誰もが住み慣れた地域で認知症や要介護者となっても、地域の一員として支え合いながら自分らしく暮らし続けられるまちづくりを目指し、第8期みやま

市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づいた様々なサービスを進めてまいります。

また、コロナ禍の「新しい生活様式」を踏まえての地域活動や趣味講座及び介護予防教室、さらには、地域が主体となる通いの場に参加できる環境を整備し、支援してまいります。

一方で、介護人材の不足が懸念されていることから、介護事業所と連携し、介護職員初任者研修費を補助するなど、多様な人材確保の支援に努めてまいります。

さらに、市内介護事業所等の御協力の下、小学生を対象とした認知症サポーター養成講座を拡大し、認知症を正しく理解することで認知症の方が安心して地域で暮らせるまちづくりを進めてまいります。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的取組では、運動機能や認知機能等の低下を防ぎ、維持できるよう、早期治療や予防に努めてまいります。

次に、障がい者がいきいき暮らせる環境づくりの推進についてでございます。

障がいのある方が地域社会の中で生きがいを持って暮らせるよう、第2次みやま市障がい者基本計画等を推進し、相談支援や福祉サービスを充実してまいります。

次に、安心とゆとりのある地域福祉の実現についてでございます。

令和5年度からの計画期間となる第3次みやま市地域福祉計画を策定し、誰もが健康で安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進してまいります。

5点目の「豊かなこころを育むまちづくり」について申し上げます。

本市の伝統や文化、風土、温かい人の和の中で子供たちを育み、ふるさとみやまを愛し、みやまに貢献する人づくりを目指してまいります。

まず、生きる力を育む学校教育の充実についてでございます。

スクールサポートスタッフの配置を継続し、万全の新型コロナウイルス感染対策を取り、「新しい生活様式」の下、工夫を凝らし、子供にとって、行きたい、学びたい、楽しいと思える学校を目指し、学校教育活動を充実してまいります。

あわせて、いじめや不登校などへの組織的な対応及び災害時や通学時の学校教育活動における危機管理を強化し、児童・生徒の安全・安心な学習環境や学校づくりに努めてまいります。

GIGAスクール構想では、児童・生徒1人1台のパソコンやタブレット配備に伴い、学校におけるインターネット接続環境の改善に取り組んでまいります。

さらに、ICT機器を活用した授業改善や学習の進め方については、研究や研修を重ねた

ことで教職員の能力が向上しており、今後は思考ツールなどの活用により、効果的で質の高いICT教育を推進してまいります。

学校再編事業では、令和5年4月の高田小学校開校に向け、統合協議会による協議、4小学校の事前交流事業、校舎改修工事など、開校準備に全力を挙げてまいります。

また、児童・生徒が夢や目標を持ち、主体的に進路を選択、決定し、生涯にわたって自己実現ができる能力を育成するため、キャリア教育や異校種連携を充実するとともに、本市の特性を生かした防災教育や環境教育、さらには、ワンヘルス推進に向けた取組など、特色ある事業を進めてまいります。

給食費補助につきましては、これまで第2子以降を対象としていたものを第1子まで拡充し、児童・生徒全員を対象といたします。補助額につきましては、今後の財政状況を勘案し、1人一月1千円を上限に補助いたします。

次に、地域教育力の充実についてでございます。

次世代の学校・地域創生みやまプロジェクト委員会における学校と地域の連携協働体制づくりを構築しながら、地域の人材を生かした学校支援活動、地域支援活動、家庭支援活動を定着させる取組を充実してまいります。

学校と地域をつなぐ校区コーディネーターの配置が進み、子ども未来塾放課後学習教室を全小・中学校に拡充いたしました。コロナ禍の中でも学びを止めないよう、しっかりとした対策と工夫を凝らして推進してまいります。

本年10月に総合市民センター「MIYAMAX」が開館するに当たり、施設の管理運営体制を確立してまいります。また、開館記念式典を予定しており、その準備に万全を期してまいります。

次に、生涯学習の推進、文化・スポーツの振興についてでございます。

「新しい生活様式」を踏まえながら、市民の皆様の自主的な文化・スポーツ活動を支援するとともに、生涯にわたって学習できる魅力ある学習講座や研修会など、学習機会を充実してまいります。

さらに、学習した成果を学校や地域で生かせる人材活用のシステムづくりを構築してまいります。

また、県の筑後広域公園を核としたエリア整備の中で、スポーツ・文化によるにぎわいの場が創出されております。本市では、閉校となった小学校の跡地活用などにより、県と連携

しながら、この地域にさらなる付加価値を見だし、総合的な活用を推進してまいります。

次に、多様な交流の推進についてでございます。

越前町との児童交流事業では、コロナ禍に対応し、創意工夫を凝らした新たなスタイルによる交流を進めてまいります。

また、2020東京オリンピック・パラリンピック後の国際交流といたしまして、本市で事前キャンプを行ったオセアニア諸国との関係を深めてまいります。

6点目の「協働で進めるまちづくり」について申し上げます。

まずは、住民参画によるまちづくりの推進についてでございます。

広報紙、ホームページ、SNS、テレビのデータ放送広報サービス等の媒体を通じ、最新情報をタイムリーにお届けするとともに、的確で分かりやすい情報提供に努めてまいります。

一方、主要な計画を策定する際には、市民意識調査やパブリックコメントを積極的に取り入れ、市政に対する御意見、御提案を反映する公聴制度を推進してまいります。

また、市民の皆様と行政の協働による魅力あるまちづくりを進めるため、引き続き主体的に協働に取り組む団体を支援してまいります。

次に、人権尊重や男女共同参画のまちづくりの推進についてでございます。

人権課題が複雑化してきており、その解決に当たりましては、人権意識を高め、お互いの多様性を認め合うことがとても大切になります。そのための人権教育の推進や相談体制を充実し、人権尊重理念の啓発に努めてまいります。

男女共同参画社会の実現に向けては、第2次みやま市男女共同参画基本計画に基づき、性別にかかわらず、仕事や地域活動などに積極的に参画できるよう全ての個人が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる社会の確立を目指してまいります。

最後に、7点目の「健全で効率的な行財政運営」について申し上げます。

まず、簡素で効率的な行政運営の推進についてでございます。

本市が抱えている課題を解決するためには、国、県との連携が非常に重要であると認識いたしております。これからも、より一層の連携、協力体制を推進してまいります。

また、多様化、高度化する住民ニーズに対応できる組織機構の構築に努めてまいります。

デジタル化の推進では、国による行政手続のオンライン化等への対応業務に取り組むとともに、市の推進計画を策定し、RPAやAI-OCR等のデジタルを活用して業務改善に取

り組んでまいります。

マイナンバーカードは、デジタル社会のパスポートであり、利用範囲が拡大されることから、マイナポイント事業の推進や申請サポートを充実した普及促進体制を築き、あわせて、庁舎内にカード対応の自動交付機を設置し、カード利用者の利便性の向上と事務事業の効率化に努めてまいります。

職員の資質向上のための研修では、福岡県市町村職員研修所への参加を推奨するとともに、県の広域地域振興課への実務研修及び定住自立圏構想による大牟田市との人事交流等を実施してまいります。

次に、持続可能で健全な行政運営の推進についてでございます。

財政状況は、冒頭申しましたように、普通建設事業費や社会保障費及び公債費が増加しており、厳しい財政運営が見込まれるものと認識しております。

持続可能な行財政運営を進めるに当たり、新たな行財政改革の指針となる第4次行政改革大綱を策定し、職員と一丸となって効率的な行政運営を行い、財政の健全化を推進してまいります。

また、ふるさと納税を拡充し、財源確保に努めてまいります。返礼品の追加や新規ポータルサイトへの加入を促進するとともに、新たに企業版ふるさと納税に取り組んでまいります。

学校統合により閉校となった学校跡地の有効活用につきましては、校区学校跡地検討委員会での御意見を踏まえ、本市が決定した活用方法によるプランニングの作成や、それに伴う校舎改修等の実施設計業務に着手してまいります。

以上、申し上げました総合計画の7つの政策を中心に予算編成を行った結果、一般会計の当初予算額は20,918,000千円を計上いたしております。

新型コロナウイルス感染症や自然災害への脅威から市民の皆様の命と暮らしを守り、一方では、ゼロカーボンやデジタル化など、時代の潮流に沿った持続可能で魅力あるまちを見据え、市民の皆様に寄り添い、みやまに生まれ、育ち、暮らし、訪れて、本当によかったと思っただけのよう、全力を挙げて市政運営に取り組んでまいり所存であります。

結びに、議員の皆様をはじめ、市民の皆様の御支援、御協力をお願い申し上げ、私の施政方針とさせていただきます。

長時間の御清聴、誠にありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、ここで暫時休憩をいたします。休憩後の会議は11時10分、15分取ります。ちよつと5分長く取ります。

午前10時54分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を再開してまいります。

日程第6 議案一括上程

○議長（牛嶋利三君）

日程第6．議案の一括上程を行ってまいります。

同意第1号から第5号までの5件、諮問第1号から第4号までの4件、承認第1号から第2号までの2件、議案第1号から第28号までの28件を一括議題といたします。

日程第7 提案理由説明

○議長（牛嶋利三君）

日程第7．提案理由の説明を求めます。松嶋市長お願いします。（「議長、よかですか」と呼ぶ者あり）はい。

○14番（中島一博君）

松嶋市長が先ほど施政方針の中で当初予算ということで言われておりましたが、今年は10月が選挙でございますので、暫定予算か骨格予算じゃないかと思えますけど、その辺、市長どうですか。前市長のときは、選挙の年は暫定予算か骨格予算で言ってあったんです。市長はもう当初予算と言ってありますが、その辺どうですか。（発言する者あり）暫定予算か骨格予算じゃないかと私は思いますが、どうですか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

〔発 言 取 消〕

ちよつと休憩を。

○議長（牛嶋利三君）

暫時休憩いたします。

午前11時14分 休憩

午前11時21分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩を閉じて会議を再開してまいります。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

中島議員の御質問にお答えいたします。

10月28日までが任期でございますけど、全身全霊をもって取り組んでまいり所存でございます。ですから、予算につきましては本予算ということで、ぜひとも御理解いただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本議会に御提案いたします議案の概略につきまして御説明を申し上げます。

今議会に提案し、御審議をお願いいたします案件は、お手元に配付しております同意第1号 教育委員会教育長の任命についてから、議案第28号 令和4年度みやま市下水道事業会計予算までの39件でございます。

内訳といたしましては、教育委員会教育長、公平委員会委員及び固定資産評価審査委員会委員の同意案件合わせて5件、人権擁護委員の諮問案件4件、また、承認案件2件につきましては、ともに新型コロナウイルス感染症への対策を中心とした予算の補正を行うもので、コロナ禍が長期化する中、困難に直面している子育て世帯、住民税非課税世帯の皆様を迅速に支援する必要があることから、専決処分をいたしております。

議案の28件につきましては、条例の制定、改廃のほか、工事請負契約の締結、市道路線の廃止・認定、予算の補正及び来年度当初予算を御提案しており、詳細につきましては、後ほど担当より御説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

日程第8 同意第1号

○議長（牛嶋利三君）

日程第8. 同意第1号 教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

本件につきまして、一身上に関する事件でございますので、待鳥教育長の退場を求めます。

〔待鳥博人教育長退場〕

○議長（牛嶋利三君）

それでは、本件についての提案理由の説明を求めてまいります。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

同意第1号 教育委員会教育長の任命について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、待鳥博人氏の任期が令和4年3月31日で満了するのに伴い、同氏をみやま市教育委員会教育長に再任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

待鳥氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当該職に最適な方だと考えております。

御審議の上、御同意をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

これより提出をされております議案等について提案理由の説明の後、質疑を行います。質疑に当たりましては、会議規則第55条の規定のとおり、全て簡明に行い、議案外の内容及び自己の意見を述べることがないようにお願いいたします。

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第1号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第1号は委員会付託を省略することと決定いたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第1号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第1号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第1号 教育委員会教育長の任命につきましては同

意することと決定をいたしました。

ここで待鳥教育長の入場を求めます。

〔待鳥博人教育長入場〕

日程第9 同意第2号

○議長（牛嶋利三君）

日程第9．同意第2号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めてまいります。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

同意第2号 公平委員会委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、浅山和生氏の任期が令和4年3月31日で満了するのに伴い、同委員をみやま市公平委員会委員に再任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

浅山氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当該職に最適な方と考えております。御審議の上、御同意をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第2号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第2号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第2号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第2号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第2号 公平委員会委員の選任については同意することと決定をいたしました。

日程第10 同意第3号

○議長（牛嶋利三君）

日程第10. 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。
本件について提案理由の説明を求めます。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、桑野セツ子氏の任期が令和4年3月31日で満了するのに伴い、同委員をみやま市固定資産評価審査委員会委員に再任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

桑野氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当該職に最適な方と考えております。御審議の上、御同意をいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第3号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第3号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第3号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第3号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することと決定をいたしました。

日程第11 同意第4号

○議長（牛嶋利三君）

日程第11. 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、加藤忠氏の任期が令和4年3月31日で満了するのに伴い、同委員をみやま市固定資産評価審査委員会委員に再任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

加藤氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当該職に最適な方と考えております。

御審議の上、御同意をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第4号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第4号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第4号を採決いたします。

お諮りをします。同意第4号は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することと決定をいたしました。

日程第12 同意第5号

○議長（牛嶋利三君）

日程第12. 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、海谷英章氏の任期が令和4年3月31日で満了するのに伴い、新たに、坂梨一広氏をみやま市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

坂梨氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当該職に最適な方と考えております。

御審議の上、御同意をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第5号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第5号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第5号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第5号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することと決定をいたしました。

日程第13 諮問第1号

○議長（牛嶋利三君）

日程第13. 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、末吉達矢氏の任期が令和4年6月30日で満了いたしますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、人権擁護委員の候補者として、再度、末吉氏を法務大臣に推薦したいので、議会へ諮問するものでございます。

末吉氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当該候補者に最適な方と考えております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御意見賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

諮問第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより諮問第1号を採決いたします。

お諮りをいたします。本件については、適任であるという意見を答申したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦については、適任であるという意見を答申することと決定をいたしました。

日程第14 諮問第2号

○議長（牛嶋利三君）

日程第14. 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、越智幸子氏の任期が令和4年6月30日で満了いたしますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、後任の人権擁護委員の候補者として、藤吉滋子氏を法務大臣に推薦したいので、議会へ諮問するものでございます。

藤吉氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当該候補者に最適な方と考えております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御意見賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

諮問第2号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、諮問第2号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより諮問第2号を採決いたします。

お諮りをします。本件については、適任であるという意見を答申したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦については、適任であるという意見を答申することと決定をいたしました。

日程第15 諮問第3号

○議長（牛嶋利三君）

日程第15. 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、河野典子氏の任期が令和4年6月30日で満了いたしますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、後任の人権擁護委員の候補者として、壇朝子氏を法務大臣に推薦したいので、議会へ諮問するものでございます。

壇氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当該候補者に最適な方と考えております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御意見賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

諮問第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、諮問第3号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより諮問第3号を採決いたします。

お諮りをいたします。本件については、適任であるという意見を答申したいと思えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦については、適任であるという意見を答申することに決定をいたしました。

日程第16 諮問第4号

○議長（牛嶋利三君）

日程第16. 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、和田章仕氏の任期が令和4年6月30日で満了いたしますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、後任の人権擁護委員の候補者として、岩間眞弓氏を法務大臣に推薦したいので、議会へ諮問するものでございます。

岩間氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当該候補者に最適な方と考えております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御意見賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

諮問第4号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、諮問第4号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより諮問第4号を採決いたします。

お諮りをいたします。本件については、適任であるという意見を答申したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦については適任であるという意見を答申することと決定をいたしました。

日程第17 承認第1号

○議長（牛嶋利三君）

日程第17. 承認第1号 専決処分の承認について（専決第5号 令和3年度みやま市一般会計補正予算（第11号））を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めてまいります。西山総務部長お願いします。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

皆様改めましてこんにちは。それでは、承認第1号 専決処分の承認について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、新型コロナウイルス感染症対策について、緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年12月16日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

専決第5号 令和3年度みやま市一般会計補正予算（第11号）は、歳入歳出予算にそれぞれ260,110千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26,888,478千円といたしております。

まず、歳入予算について御説明いたします。予算書は6ページでございます。

15款2項2目の子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金260,000千円及び事務費補助金110千円は、歳出予算と連動し計上いたしております。国10分の10の補助事業でございます。

引き続き、歳出予算について御説明いたします。予算書の7ページでございます。

3款2項2目. 子育て世帯臨時特別給付金給付事業費は、新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、その影響により苦しんでいる子育て世帯を支援するため、18歳以下の子供のいる世帯に対し、臨時特別給付金を支給するもので、通信運搬費110千円、子育て世帯臨時特別給付金260,000千円を計上いたしております。

なお、申請不要の対象者には、12月議会にて可決いただいた先行給付金50千円と合わせた100千円を令和3年12月27日に給付いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申

上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第1号は、委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第1号を採決いたします。

お諮りをいたします。承認第1号は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第1号 専決処分の承認について（専決第5号 令和3年度みやま市一般会計補正予算（第11号））は承認することに決定をいたしました。

日程第18 承認第2号

○議長（牛嶋利三君）

日程第18. 承認第2号 専決処分の承認について（専決第1号 令和3年度みやま市一般会計補正予算（第12号））を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。西山総務部長お願いします。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

承認第2号 専決処分の承認について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、新型コロナウイルス感染症対策について、緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年1月13日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の

規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

専決第1号 令和3年度みやま市一般会計補正予算（第12号）は、歳入歳出予算にそれぞれ515,572千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27,404,050千円といたしております。

まず、予算書4ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費ですが、年度内に給付が完了しないため、限度額を定めて翌年度に繰り越すものでございます。

続いて、歳入予算について御説明いたします。予算書は7ページでございます。

15款2項2目の住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金5億円及び事務費補助金15,572千円は、歳出予算と連動し計上いたしております。国10分の10の補助事業でございます。

引き続き、歳出予算の主なものについて御説明いたします。予算書8ページをお願いいたします。

3款1項1目の住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活、暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対し、臨時特別給付金を給付するもので、一般事務員報酬3,355千円、受付業務等委託料4,447千円、システム構築等委託料2,530千円などの事務経費のほか、18節に住民税非課税世帯等臨時特別給付金5億円を計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第2号は委員会付託を省略することと決定いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第2号を採決いたします。

お諮りをいたします。承認第2号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第2号 専決処分の承認について（専決第1号 令和3年度みやま市一般会計補正予算（第12号））は承認することに決定をいたしました。

日程第19 議案第1号

○議長（牛嶋利三君）

日程第19. 議案第1号 みやま市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。西山総務部長お願いします。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

議案第1号 みやま市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、令和3年6月に公布された育児・介護休業法の改正を受け、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置として、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等が令和4年4月1日から施行されることに伴い、国家公務員との均衡の原則に基づき、同様の措置を講じるため、本条例を改正するものでございます。

改正の主な内容は、非常勤職員の育児休業・介護休暇の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上との要件を廃止し、継続的な勤務が見込まれる非常勤職員については、採用当初から育児休業・介護休暇等の取得を可能とするものでございます。

さらに、全職員に対し、育児休業の取得がしやすい勤務環境を整備するため、妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知や育児休業の取得意向の確認のための措置等を義務づけるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告があっておりませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第1号は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第20 議案第2号

○議長（牛嶋利三君）

日程第20. 議案第2号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。盛田市民部長兼市民課長。

○市民部長兼市民課長（盛田勝徳君）（登壇）

改めましてこんにちは。議案第2号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、本市における国民健康保険の給付費等により福岡県が算定した、令和4年度の国民健康保険事業費納付金・標準保険料率本算定結果通知に基づき、国民健康保険税の必要額を課するための税額の算定に係る税率等を改正するとともに、令和3年度税制改正において講じられた、未就学児の被保険者均等割の減額措置を適用するため、条例を改正するものでございます。

国民健康保険税につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分で構成しておりますので、区分ごとに御説明申し上げます。

まず、医療給付費分につきましては、所得割額の率を7.61%から7.77%に、被保険者均等割額を27,545円から28,190円に、世帯別平等割額を29,236円から28,699円に改めております。

次に、後期高齢者支援金分につきましては、所得割額の率を2.54%から2.52%に、被保険者均等割額を8,980円から8,877円に、世帯別平等割額を9,532円から9,037円に改めております。

最後に、介護納付金分につきましては、所得割額を2.5%から2.21%に、被保険者均等割額を11,202円から9,980円に、世帯別平等割額を8,830円から7,784円に改めております。

あわせて、こうした算定基礎額の改正に伴う低所得者に対する税の減額等につきましても、同様に改めるものでございます。

また、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、納税義務者の属する世帯内に、未就学児の被保険者がいる場合に、その被保険者均等割額の2分の1を減額する制度を新たに追加す

るものでございます。

新旧対照表の次に改正内容の資料を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第2号は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第21 議案第3号

○議長（牛嶋利三君）

日程第21. 議案第3号 みやま市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。引き続き、盛田市民部長兼市民課長をお願いします。

○市民部長兼市民課長（盛田勝徳君）（登壇）

議案第3号 みやま市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、住民票や税務証明等の交付手数料につきまして、令和4年4月より本庁舎に設置いたします証明書等自動交付機での発行を開始するに当たり、新型コロナウイルス感染症対策、窓口の業務緩和及びマイナンバーカード取得促進の観点から、交付手数料の規定を見直すため、条例を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、自動交付機で発行予定の証明書等について、窓口での発行よりも一律50円安くするもので、住民票の写し、印鑑登録証明、戸籍附票、課税所得証明については、200円のところを150円に、戸籍謄抄本については、450円のところを400円とするものでございます。

あわせて、既にコンビニ店舗内の自動交付機において発行しております証明書等につきましても、同様に、一律50円安く設定するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います。通告があっておりませんので、質疑なしと認めま

す。これで質疑を終わります。

議案第3号は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第22 議案第4号

○議長（牛嶋利三君）

日程第22. 議案第4号 みやま市ふるさとみやま応援基金条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。西山総務部長お願いします。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

議案第4号 みやま市ふるさとみやま応援基金条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、企業版ふるさと納税制度を実施するに当たり、設置の目的等を変更する必要があるため、条例を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、第1条において、企業版ふるさと納税制度を新たに追加し、寄附者の意向を反映した事業に、みやま市まち・ひと・しごと創生推進事業に関する事業を追加いたしております。

その他、基金の積立てや管理、目的外の取崩しについて、企業版ふるさと納税制度を追加するに当たり、所要の改正を行っております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第4号は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第23 議案第5号

○議長（牛嶋利三君）

日程第23. 議案第5号 みやま市青少年問題協議会条例を廃止する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。藤吉教育部長お願いします。

○教育部長（藤吉裕治君）（登壇）

改めまして皆さんこんにちは。それでは、議案第5号 みやま市青少年問題協議会条例を廃止する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

同条例は、国の地方青少年問題協議会法を根拠法令として制定されておりますが、平成11年度の同法の改正により、市町村の青少年問題協議会は、必置義務が任意設置になるなど、要件が緩和されております。

一方、本市においても、青少年健全育成に関する計画として、子ども・子育て支援事業計画、子どもの貧困対策推進計画、地域福祉計画、自殺対策計画などを策定し、いじめ、貧困、虐待など、年々複雑化、深刻化する事案については、各担当部局において関係機関と連携を取り、専門的な観点で対応いたしております。

さらに、市内関係機関で構成される、みやま市青少年育成市民会議では、家庭、学校、地域の教育力を結集し、青少年の健全育成を推進するための様々な取組も展開されているところでございます。

これらのことを踏まえ、青少年問題協議会は、その役割を一定終了したと判断したことから、本条例を廃止するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第5号は文教厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第24 議案第6号

○議長（牛嶋利三君）

日程第24. 議案第6号 みやま市公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。引き続き、藤吉教育部長お願いします。

○教育部長（藤吉裕治君）（登壇）

議案第6号 みやま市公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、みやま市総合市民センターの設置に当たり、同施設内に、みやま市瀬高公民館を設置することに伴い、関係条例の改正を行うものでございます。

現在、山川公民館は山川市民センター内に、高田公民館はまいピア高田内に設置しております。同様に、総合市民センターの設置に伴い、瀬高公民館を同施設内に設置するものでござ

ございます。

このほか、条例中の軽微な変更につきまして、併せて改正を行っております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第6号は文教厚生常任委員会に付託をいたします。

それでは、午前中の会議はここで暫時休憩をいたします。午後の再開は13時30分より再開をいたします。

午後0時15分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を再開してまいります。

日程第25 議案第7号

○議長（牛嶋利三君）

日程第25. 議案第7号 みやま市市民センター条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。藤吉教育部長お願いします。

○教育部長（藤吉裕治君）（登壇）

午前中に引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、議案第7号 みやま市市民センター条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、現在建設中のみやま市総合市民センターの供用を本年秋に開始することから、条例を改正するものでございます。

改正の主な内容としましては、第2条の名称及び位置にみやま市総合市民センターを追加し、その位置については、みやま市瀬高町下庄792番地1としております。

また、施設に愛称を設ける規定や、総合市民センターの施設設備の使用料金を新たに追加するとともに、高田文化ホールの使用料金について、総合市民センターとの均衡を図るため、多目的ホール及び楽屋の料金体系の改正を行い、備考につきましても整理統一し、所要の改

正を行っております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行ってまいります。通告がありますので、発言を許可いたします。5番吉原政宏君。

○5番（吉原政宏君）

今回、みやま市総合市民センターの新たな施設料金がこの条例によって設定されておりますが、この算定根拠について伺います。

昨年8月に発表されました総合市民センターの管理運営計画によりますと、使用料金については、近隣市における施設料金を踏まえながら条例により定めますということですので、こういった施設と比べ、比較検討されながら決められたのか伺います。

また、総合市民センターの予約申請について、これまでと変わること、あるいは工夫されることがあったら併せて伺います。

○議長（牛嶋利三君）

堤教育総務課長。

○教育総務課長（堤 則勝君）

こんにちは。私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

まず、総合市民センターの施設の使用料を設定するに当たりまして、先ほど吉原議員が言われましたように、管理運営計画のほうにも載せておりました。近隣の施設と均衡を失しないように、近隣施設の使用料を参考にしたところ です。

近隣といいますと、柳川市、八女市、筑後市、大川市、大牟田市の施設のほうを調査いたしまして参考にいたしました。中でも柳川市の水都やながわと八女市のおりなす八女につきましては、ホールの席数が800席ということで、総合市民センターと同規模であるため、ホールの使用料については、ほぼ同額に設定をしているところ です。

次に、施設の予約方法ですけれども、現在、まいピア等と同じように総合市民センターの受付窓口で予約をしていただくということにしております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

5 番吉原政宏君。

○5 番（吉原政宏君）

ありがとうございます。

私も柳川の水都やながわはちょっと調べまして、若干みやま市のほうが安く設定していたように思いました。これは10月1日からの使用ということで、予約は8月からもう始まると聞いていますが、その間の予約というのはどういったふうになるのか、お伺いします。

○議長（牛嶋利三君）

堤教育総務課長。

○教育総務課長（堤 則勝君）

お答えいたします。

10月1日に開館を予定いたしておりますけれども、その前の8月1日から受付を開始することです。それにつきましては、10月1日以降の施設の利用について、8月1日から受付を始めていくということで、通常の受付を8月1日から始めるということです。（発言する者あり）総合市民センターの窓口のほうで受付をするということになります。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

5 番吉原政宏君。

○5 番（吉原政宏君）

3回目になるので、8月1日から誰かしら受付の常駐で人員配置がなされているということだと思います。

3月末の工期予定が6月10日まで延びたということで報告がっておりますが、もう施設の利用を心待ちにされている市民の方も多くいらっしゃると思います。これ以上工期が遅れないように進捗管理をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

答弁は要らないですね。

ほかに。（「関連でいいですか」と呼ぶ者あり）

○6 番（末吉達二郎君）

今、吉原議員からあった中で、予約の関係で、去年の7月まで文教厚生委員に私、所属し

て、その時点でも言っておったんですけど、予約して支払いすると、その後、諸般の事情でキャンセルになっても、それはもう返ってこない。これは何か工面すべきじゃないかということ。文教厚生委員会の中でも言っているんですけど、この条例の中で、そこら辺を触れた部分、あるいは以前と同じなのか、そこを1点だけ質疑いたします。

○議長（牛嶋利三君）

堤教育総務課長。

○教育総務課長（堤 則勝君）

お答えいたします。

その点につきましては、これまでどおりの対応でいきたいというふうに考えているところ
です。

ただ、今コロナとかで緊急事態宣言等でどうしてもできないという部分については、一部
返還等も行っているところです。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。（発言する者あり）

ほかに質疑ございませんかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

これで質疑を終わります。

議案第7号は文教厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第26 議案第8号

○議長（牛嶋利三君）

日程第26. 議案第8号 みやま市中島宏記念館条例の制定について、提案理由の説明を求
めます。引き続き、藤吉教育部長お願いします。

○教育部長（藤吉裕治君）（登壇）

議案第8号 みやま市中島宏記念館条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げま
す。

本件は、本市出身の詩人中島宏の功績を広く伝えるとともに、市民の教養及び文化の向上
などに資するために、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき必要な事項を定めるも

のでございます。

中島氏は、小学校の教員をしながら詩の創作活動を続けていましたが、昭和28年に25歳の若さで逝去されました。その後、中島氏の遺品管理者が詩人の遺品、遺作を後世に伝えることを望まれ、平成28年にその財産を本市に寄附されましたので、この間、記念館を設置するための遺品整理や施設改修等を進めてまいりました。

そして、このたび記念館開館に向けての準備が整いましたので、条例の制定を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第8号は文教厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第27 議案第9号

○議長（牛嶋利三君）

日程第27. 議案第9号 みやま市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。松尾建設都市部長。

○建設都市部長（松尾武喜君）（登壇）

改めましてこんにちは。では、議案第9号 みやま市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、民法の一部を改正する法律が令和4年4月1日に施行されることに伴い、成年年齢が引き下げられることから、市営住宅入居者の選考を規定する第9条において「20歳未満の子を扶養している寡婦」を「18歳未満の子を扶養しているひとり親」へ改正することや、各市営団地の自治会にて行われている共益費の徴収について、特に必要と認める場合は市が徴収できるよう、条例を改正するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑

を終わります。

議案第9号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第28 議案第10号

○議長（牛嶋利三君）

日程第28. 議案第10号 みやま市空家等の適正管理に関する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。引き続き、松尾建設都市部長お願いします。

○建設都市部長（松尾武喜君）（登壇）

議案第10号 みやま市空家等の適正管理に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、空き家等の適切な管理に関しまして、国の空家等対策の推進に関する特別措置法で定めのある特定空家等より早期の段階の空き家を管理不全空家等と定義し、対応を行うことで、市民の生命、身体、財産の保護及び生活環境の保全を図り、安全で安心なまちづくりの推進に寄与するため、条例を制定するものでございます。

条例の主な内容でございますが、第1条及び第2条は、条例の趣旨や用語の定義を定めています。第3条から第4条までは、所有者の適正管理や住民の情報提供の責務を規定し、第5条からは立入調査や指導・助言、勧告などの措置、また、第7条では、勧告に従わない場合の公表について定めております。

その他、緊急安全措置の実施や、代執行時におけるみやま市空家等対策協議会との事前協議等を規定しております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありますので、発言を許可いたします。5番吉原政宏君。

○5番（吉原政宏君）

この条文の第2条の中の所有者等というのは、建物の所有者だけに限定されるのかについて伺います。なぜかという、市内にも登記されていない所有者不明の建物が管理不全な場合、その状態の土地の所有者の責務についても、この条例では該当するのかということについてお聞きしたいので、伺います。

○議長（牛嶋利三君）

松尾建設都市部長。

○建設都市部長（松尾武喜君）

では、吉原議員さんの質問にお答えいたします。

まずお尋ねの、この条文での所有者とは建物だけに限定されるのかという御質問でございますが、先ほど申しました空家等対策の推進に関する特別措置法の第2条で、空家等とは、建築物又はこれに附属する工作物及びその敷地をいうとございまして、第3条で、空家等の所有者又は管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとするとうございますので、所有者とは建物の所有者とその敷地の所有者となりまして、土地の所有者も含まれるということでございます。

次に、登記されていない所有者不明の建物が不完全な状態の場合の土地所有者の責務についてでございますけれども、先ほど申しました空家等対策の推進に関する特別措置法の第3条の空家等の所有者等の責務の中で、「空家等の所有者又は管理者は、周辺的生活に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。」とございます。また、空き家の所有者とその敷地の所有者が異なる場合につきましては、一般的には土地所有者は被害者の立場にあるということをよく言われますけれども、特別措置法の第2条第2項の特定空家等には建物も敷地も含まれるということでございますので、両者とも区別をせずに助言、指導、または勧告を行うべきでありまして、土地所有者にも一定の役割を担う責務があると考えます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

5番吉原政宏君。

○5番（吉原政宏君）

建物プラス土地所有者の責務ということで確認させていただきました。

あと、皆さん御存じのように、建物が建っている土地には固定資産税の軽減措置がございまして。先ほど部長おっしゃられた空家特措法の中で、行政が特定空き家とみなした場合には、建物が建っていたとしても土地の固定資産税の軽減措置が適用されなくなりますが、この条例における管理不全空き家等と、その特定空き家という位置づけについてお伺いしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

建設都市部長。

○建設都市部長（松尾武喜君）

先ほどお尋ねがありました管理不全空き家とは、住宅用地の適用のままでございます。

特別措置法において特定空き家等として認定されまして、助言や勧告を行えば、住宅用地特例の適用対象外ということになるということです。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

通告によります質問は終わりましたけれども、そのほかに。7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

関連でお尋ねします。

借地に家を建てて、その方が亡くなった場合に、そして、縁者の方が財産放棄された場合の所有者は誰になるのか分かりますか。

○議長（牛嶋利三君）

今んと分かったですか。古賀議員、もう一回質問をお願いします。

○7番（古賀義教君）続

借地に家を建てられた方が亡くなるですね。その亡くなった方には子供さんがいらっしゃらなくて、縁者の方が皆さん財産放棄をされた場合に、その所有者は誰になるのかということなんですが。空家になっとるわけですよね。そして、もう木が茂って、ツタが絡まって、誰がそれを維持管理しないといけないのか、または片づけないといけないのか。実際困っております。

○議長（牛嶋利三君）

暫時休憩します。

午後 1 時50分 休憩

午後 1 時54分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩を閉じて会議を再開いたします。

吉原議員の通告に沿った質問が終わっておりますが、そのほかに関連でも結構です。質問があれば。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

以上をもちまして質疑を終わります。

議案第10号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第29 議案第11号

○議長（牛嶋利三君）

日程第29. 議案第11号 みやま市都市下水路条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。引き続き、松尾建設都市部長お願いします。

○建設都市部長（松尾武喜君）（登壇）

議案第11号 みやま市都市下水路条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、国の下水道法施行令の改正により、都市下水路の維持管理の基準に、樋門樋管の1年に1回以上の点検が追加されたことから、条例の改正を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第11号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第30 議案第12号

○議長（牛嶋利三君）

日程第30. 議案第12号 みやま市消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。北嶋消防長お願いします。

○消防長（北嶋俊治君）（登壇）

皆さんこんにちは。議案第12号 みやま市消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、全国的な消防団員数の減少や、災害の多発化・激甚化等により、負担が増加している消防団員につきまして、消防庁から発出されました非常勤消防団員の報酬等の基準の通

知に基づき、報酬の見直しなど、処遇の改善を行い、団員の士気向上や確保に資するため、条例を改正するものでございます。

改正の主な内容は、出勤、訓練等の活動実態に応じた適切な報酬を支給するに当たり、出勤報酬を新設するとともに、その基準を新たに追加し、費用弁償につきましても、引用条例の変更など、所要の改正を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第12号は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第31 議案第13号

○議長（牛嶋利三君）

日程第31. 議案第13号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を求めます。藤吉教育部長お願いします。

○教育部長（藤吉裕治君）（登壇）

議案第13号 工事請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、統合小学校建築本体工事に伴い、その予定価格が150,000千円以上となることから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

当該工事につきましては、契約締結後直ちに着工し、令和5年3月20日の完成を予定しております。

工事の概要につきましては、現二川小学校校舎延べ床面積2,173平方メートルの改修及び鉄筋コンクリート造りの管理棟、渡り廊下棟延べ床面積2,656平方メートルの建設を行うものでございます。

今回の工事に当たりましては、条件付一般競争入札を実施しております。

その結果、工事請負人が株式会社柿原組福岡南部支社、請負金額は1,084,358千円でございます。

資料として、一般競争入札結果表、契約内容表及び平面図を添付しておりますので、御参

照いただきたく存じます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第13号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第13号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第13号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決をされました。

日程第32 議案第14号

○議長（牛嶋利三君）

日程第32. 議案第14号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を求めます。引き続き、藤吉教育部長お願いします。

○教育部長（藤吉裕治君）（登壇）

議案第14号 工事請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、先ほどの議案第13号と関連いたしますが、統合小学校電気設備工事に伴い、その予定価格が150,000千円以上となることから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

今回の工事に当たりましては、条件付一般競争入札を実施しており、入札の結果、工事請負人が株式会社中原電工、請負金額は181,225千円でございます。

当該工事につきましても、契約締結後直ちに着工し、令和5年3月20日の完成を予定しております。

資料として、一般競争入札結果表、契約内容表を添付しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第14号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第14号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第33 議案第15号

○議長（牛嶋利三君）

日程第33. 議案第15号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を求めます。藤吉教育部長お願いします。

○教育部長（藤吉裕治君）（登壇）

議案第15号 工事請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

こちら先ほどの議案に関連いたしますが、本件は、統合小学校機械設備工事に伴い、その予定価格が150,000千円以上となることから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

今回の工事に当たりましては、条件付一般競争入札を実施しており、入札の結果、工事請負人が九洗・西管特定建設工事共同企業体、請負金額は234,960千円でございます。

当該工事につきましても、契約締結後直ちに着工し、令和5年3月20日の完成を予定しております。

資料として、一般競争入札結果表、契約内容表を添付しておりますので、御参照いただきたく存じます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第15号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員会付託を省略することと決定をいたし

ました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第15号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決をされました。

日程第34 議案第16号

○議長（牛嶋利三君）

日程第34. 議案第16号 みやま市道路線の廃止について、提案理由の説明を求めます。松尾建設都市部長お願いします。

○建設都市部長（松尾武喜君）（登壇）

議案第16号 みやま市道路線の廃止について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、道路法第10条第1項の規定により、市道路線の廃止をするものでございます。

路線番号1329担ノ上・小柳線は、県道八女瀬高線の一部として、福岡県に移管されたことに伴い廃止するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第16号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第35 議案第17号

○議長（牛嶋利三君）

日程第35. 議案第17号 みやま市道路線の認定について、提案理由の説明を求めます。松尾建設都市部長お願いします。

○建設都市部長（松尾武喜君）（登壇）

議案第17号 みやま市道路線の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、道路法第8条第1項の規定により、市道路線の認定をするものでございます。

路線番号2582北原5号線及び路線番号4412大江前田2号線は、宅地分譲により築造された道路の寄附を受けましたので、新たに市道路線として認定するものです。

また、路線番号7662城の下4号線につきましては、都市計画法の規定に基づく開発行為により築造され、本市に帰属した道路を、新たに市道路線として認定するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第17号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第36 議案第18号

○議長（牛嶋利三君）

日程第36. 議案第18号 令和3年度みやま市一般会計補正予算（第13号）について提案理由の説明を求めます。大坪財政課長お願いします。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

改めましてこんにちは。それでは、議案第18号 令和3年度みやま市一般会計補正予算（第13号）について、提案理由の御説明を申し上げます。少々長くなりますが、よろしくお願いいたします。

令和3年度みやま市一般会計補正予算（第13号）は、歳入歳出予算にそれぞれ97,474千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27,501,524千円といたしております。

まず、予算書5ページをお願いいたします。

予算書5ページの第2表 継続費補正でございます。

総合市民センター建設事業における令和4年度の備品購入費の額を150,000千円から50,000千円に年割額を変更するものでございます。

次に、予算書6ページから7ページまでは、第3表 繰越明許費補正でございます。

計画に関する諸条件によるものや、災害復旧事業、国の補正予算に伴い追加いたします事業など、年度内に完成が見込めない事業、計24件につきまして、限度額を定めて翌年度に繰り越すものでございます。

次に、予算書8ページから9ページまでは、第4表 債務負担行為補正でございます。

翌年度以降に債務を負担するため、県営事業の土地改良区借入に係る償還金助成金を追加するとともに、入札結果等により翌年度以降の限度額を減額するものでございます。

続きまして、予算書10ページから11ページまでは、第5表 地方債補正でございます。

入札結果など各事業費の増減等に伴い変更等を行うものでございます。

続きまして、歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。予算書は14ページからでございます。

まず、11款. 地方交付税は、決算見込みにより一般財源を調整して追加をいたしております。

次に、予算書飛びまして16ページをお願いいたします。

15款1項. 国庫負担金は、障害者自立支援給付費負担金や新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金、公共土木施設災害復旧費負担金などを歳出予算と連動して追加をいたしております。

続きまして、予算書17ページ、15款2項2目3節の保育士等処遇改善臨時特例交付金35,579千円は、保育士等の処遇改善に伴う交付金で補助率10分の10でございます。また、そのページの一番下、5目の学校保健特別対策事業費補助金は、小・中学校の感染対策に対する補助金で、補助率2分の1でございます。

次に、予算書18ページ、16款1項. 県負担金は、国庫負担金と同様に、歳出予算と連動して計上いたしております。

続きまして、予算書19ページの16款2項. 県補助金のうち、6目. 地域防災がけ崩れ対策事業費補助金210,600千円は、がけ崩れ対策工事に係る県補助金で、90%の補助率でございます。また、8目の災害復旧費県補助金は、歳出予算と連動し減額をいたしております。

次に、予算書20ページ、18款. 寄附金は、新型コロナウイルス感染症対策や株式会社道の駅みやまからの収益寄附金などを計上いたしております。

次に、予算書飛びまして、22ページをお願いいたします。

21款4項. 雑入のうち、火葬施設建設事業負担金清算金16,841千円は、新火葬施設の建設完了による負担金の清算金でございます。

続いて23ページ、22款の市債についてでございますが、1目. 総務債の臨時財政対策債は、本年度の普通交付税において、臨時財政対策債償還基金費が追加交付されたため、借入額を減額するものでございます。

次の4目から7目の市債については、歳出予算と連動し、追加及び減額をいたしております。

続きまして、歳出予算について主なものを御説明いたします。

歳出予算は、国の補正予算に伴うもの、また、入札結果や決算見込みに応じて調整し、計上いたしております。予算書24ページからでございます。

まず、2款1項9目. 基金費は、合計で242,400千円を計上いたしております。そのうち、減債基金積立金は、後年度の市債の償還に備えるため150,000千円を追加いたしております。

また、まちづくり振興基金積立金は、今後の新型コロナウイルス感染症対策や将来のまちづくり施策の財源とするため、50,000千円を追加補正いたしております。

続いて25ページ、3款1項4目の障がい福祉サービス費115,147千円は、生活介護サービス、就労移行支援事業が増加する見込みのため、不足分を追加いたしております。

次に、予算書26ページ、3款2項1目の放課後児童支援員処遇改善交付金2,517千円及び2目の保育士・幼稚園教諭等処遇改善交付金33,062千円は、放課後児童支援員及び保育士・幼稚園教諭等の処遇改善のため、収入を3%程度引き上げるための交付金でございます。

続いて、27ページ、3款3項2目の生活保護扶助費は、医療扶助費の不足見込額31,469千円を追加いたしております。

次に、予算書28ページ、4款1項2目の新型コロナウイルスワクチン接種委託料11,158千円は、2回目接種から3回目接種までの接種間隔が短縮され、スケジュールが前倒しとなったこと等に伴い、不足分を追加するものでございます。

次に、予算書飛びまして、30ページをお願いいたします。

6款1項3目の産地パワーアップ事業費補助金は、低コスト耐久性ハウスの施設整備に対する助成を追加し、JAみなみ筑後のセルリー胡瓜集出荷場建設に対する県補助金分を減額するもので、226,890千円の減といたしております。

また、7目の農村地域防災減災事業負担金35,250千円は、県営の三池干拓用排水路改修事

業について、来年度事業を前倒しして実施されることから県負担金を追加するものでございます。

次に、予算書31ページ、7款1項2目の店舗等衛生確保支援事業補助金1,000千円は、店舗等の衛生水準を高めることで、利用者の安全性を確保するとともに、事業の継続を支援するものでございます。

次に、予算書32ページ、8款2項3目の道路新設改良事業費及び狭あい道路整備等促進事業費は、入札結果や災害復旧工事を優先させたことにより減額を行うものでございます。

続いて33ページ、8款3項2目の地域防災がけ崩れ対策工事費234,000千円は、令和3年8月豪雨が激甚災害に指定されたことに伴い、がけ地の崩落等が発生している箇所について、がけ崩れ対策工事を追加するもので、高田町田浦、濃施、下楠田地区の計3か所分を計上、追加いたしております。

次に、予算書34ページ、8款4項、都市計画費の街路管理費及び雨水ポンプ場施設費は、入札結果等により減額をいたしております。

次に、予算書飛びまして、36ページをお願いいたします。

9款1項、消防費は、2目の消防団員退職報償金及び団員旅費を実績に応じて減額いたしますほか、3目の消火栓維持費負担金3,300千円を追加いたしております。

続いて、37ページ、10款2項1目、学校管理費9,450千円は、児童の安心・安全な学習環境を確保しつつ、感染症対策を講じるため、消毒用のアルコールや換気用サーキュレーター等の購入及び教室の清掃委託料を追加補正するものでございます。

次に、4目の仮設校舎使用料は、入札結果等により22,000千円を減額するものでございます。

次に、予算書38ページ、10款3項1目の学校管理費は、小学校費と同様に予算計上をいたしております。また、2目の県大会等出場補助金においては、新型コロナの影響により、大会が減少したため減額をするものでございます。

続きまして、予算書39ページ、10款4項3目の文化財発掘調査費は、一般事務員報酬や文化財調査委託料などを実績に応じ減額するものでございます。

次に、予算書40ページ、10款5項1目の柳川・みやまオリパラ事前キャンプ連絡協議会負担金は、オリパラ事前キャンプ感染症対策費の額の確定により、負担金を減額するものでございます。

続いて41ページ、11款1項. 農林水産施設災害復旧費は、入札結果や決算見込みなどに応じ不用額を減額いたしております。

最後に、予算書42ページをお願いいたします。

11款2項. 公共土木施設災害復旧費は、被害状況が想定より大きく、特殊工法への変更が必要となったため、補助災害復旧工事を70,000千円追加いたしております。また、単独災害復旧事業費の機械借上料35,000千円は、箇所数の増に伴います不足分を追加補正するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行ってまいります。通告がございますので、発言を許可いたします。5番吉原政宏君。

○5番（吉原政宏君）

補正予算書の5ページ、継続費補正、先ほど大坪財政課長の説明にありましたように、備品購入費が150,000千円から50,000千円と大幅な減額になっておりますので、この詳細について伺います。

○議長（牛嶋利三君）

堤教育総務課長。

○教育総務課長（堤 則勝君）

お答えいたします。

備品購入費につきましては、当初330,000千円の予算をお願いしておりました。現在、ホール内のスタッキングチェア、舞台の音響や照明、大道具関係の備品と各部屋の音響関係備品、トレーニングルーム関係の備品や体育用品関係備品、コロナ感染用対策の備品など、多くの備品の購入を現在進めているところです。

備品購入に当たりまして、その内容を専門家の意見等を聞きながら、再度、精査をいたしまして、最低限必要な備品の購入に努めているところです。

また、会議室等の窓に取りつけるブラインドとか、ロビーのロールスクリーンなどは、工事の中で設置したほうがいいということでありましたので、備品購入予定のものを建設工事の中で設置したこと、あと、入札残の積算による残額がございまして、合計いたしまして約

1億円の不用額の見込みとなりましたので、今回、減額のほうをお願いするものであります。

なお、令和4年度につきましては、ロビーや会議室等のソファや椅子、テーブル、そういった一般支出の関係の備品を購入する予定としております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

5番吉原政宏君。

○5番（吉原政宏君）

では、当初予定していた備品を買わなくなってよかったというわけじゃないということですか。当初予定したものから削ったものがあれば、教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

堤教育総務課長。

○教育総務課長（堤 則勝君）

かなり多くの備品がございまして、精査をしてきたんですけれども、その中で、購入減額の要因になった一つとして、舞台の大道具の関係の備品がございまして。その中では計画して実際もう購入をしなかったという部分につきましては、舞台上で使う所作台といいまして、舞台の上に、歌舞伎等とかでよく板をひいて、その上で滑りがよくなったりとか、音がよく響いたりとか、そういった台がございまして。そういった分は利用頻度からいって必要ないんじゃないかということで購入をやめました。

そのほか、松羽目といって、大きな松の絵が描いてある後ろの背景の幕ですね、これも歌舞伎等とかでよく出てくる分だと思いますけれども、そういった部分についても、まいピア等とかでも使用頻度がございませぬので、そういった部分はちょっと減額を、購入をしないことになりました。

そのほか、平台といって、舞台上で段をつけるような、コーラスをされるときに2段にしたりとか、そういった箱がございましてけれども、そういった分も精査をいたしまして、必要最小限購入したところであります。そういった部分で、具体的にはそういった部分を購入しなかった分がございまして。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

5番吉原政宏君。

○5番（吉原政宏君）

ありがとうございます。

ちょっと当初、緞帳はつけないということだったんですけど、これに関して何か協賛をもらったとか、そういった何か今考えられていることはありますか。

○議長（牛嶋利三君）

堤教育総務課長。

○教育総務課長（堤 則勝君）

緞帳ですけれども、今言われたように、当初の計画から外して設置をしないことにしております。その後、そういった緞帳について御寄附とか、そういった部分についての話は、現在のところはございません。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）一番大事な部分じゃなかですか。

以上をもちまして、通告による質疑が終わっております。

ほかに関連で質疑があらればお願いしたいと思います。ございませんかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

これで質疑を終わります。

議案第18号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第18号 令和3年度みやま市一般会計補正予算（第13号）は原案のとおり可決をされました。

暫時休憩します。

午後2時30分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（牛嶋利三君）

それでは、休憩を閉じて会議を再開してまいります。

日程第37 議案第19号

○議長（牛嶋利三君）

日程第37. 議案第19号 令和3年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を求めます。大坪財政課長お願いいたします。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

それでは、議案第19号 令和3年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和3年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算にそれぞれ117,713千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,516,251千円といたしております。

それでは、歳入予算から御説明いたします。予算書6ページをお願いいたします。

4款1項1目. 保険給付費等交付金は、歳出予算の決算見込みに応じて調整をいたしております。

続いて7ページ、6款1項1目の一般会計繰入金は、保険税軽減分など国の定める基準により調整をいたしております。

次に、予算書8ページ、7款1項1目の前年度繰越金は、一般財源の額を調整して追加をいたしております。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。予算書は9ページからでございます。

2款1項1目、一般被保険者療養給付費は、医療費の決算見込みに応じて療養給付費保険者負担金1億円を追加いたしております。

次に、予算書10ページ、4款1項1目、特定健康診査等事業費は、決算見込みにより特定健康診査委託料を減額いたしております。

続いて、11ページ、7款1項3目の償還金は、令和2年度交付金などの返還金でございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

議案第19号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員会付託を省略することと決定いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第19号 令和3年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決をされました。

日程第38 議案第20号

○議長（牛嶋利三君）

日程第38. 議案第20号 令和3年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を求めます。引き続き、大坪財政課長お願いします。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

それでは、議案第20号 令和3年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和3年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算よりそれぞれ8,382千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ681,122千円といたしております。

まず、予算書6ページをお願いいたします。歳入予算でございます。

予算書6ページ、5款1項、一般会計繰入金は、額の確定により事務費及び保険基盤安定繰入金を減額いたしております。

次に、予算書7ページの歳出予算でございます。

2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金は、事務費負担金及び基盤安定負担金を額の確定に応じて減額をいたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告はございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第20号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第20号 令和3年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決をされました。

日程第39 議案第21号

○議長（牛嶋利三君）

日程第39. 議案第21号 令和3年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を求めます。大坪財政課長お願いします。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

それでは、議案第21号 令和3年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和3年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、介護保険事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ62,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,096,111千円といたしております。

まず、歳入予算でございます。予算書6ページをお願いいたします。

8款1項1目の前年度繰越金は、一般財源の額を調整し追加いたしております。

次に、予算書7ページ、歳出予算でございます。

5款1項の基金積立金は、介護保険事業の安定した運営を確保するため、介護給付費中期財政調整基金へ62,000千円を積み立てるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第21号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第21号 令和3年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決をされました。

日程第40～日程第44 議案第22号～議案第26号

○議長（牛嶋利三君）

日程第40. 議案第22号 令和4年度みやま市一般会計予算から日程第44. 議案第26号 令和4年度みやま市用地特別会計予算までの5件について提案理由の説明を求めます。大坪財政課長お願いします。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

それでは、議案第22号から議案第26号までの5件は、一般会計と特別会計の令和4年度当初予算をお願いするものでございます。提案理由につきましては、一括して御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。また、少々長くなりますがよろしく願いいたします。

それでは、議案第22号 令和4年度みやま市一般会計予算を御説明いたします。

予算書の1ページ、予算資料、こちらも1ページをお願いいたします。

令和4年度みやま市一般会計予算は、歳入歳出それぞれ20,918,000千円といたしております。前年度と比較して1,735,000千円の減、率にしてマイナス7.7%となっております。令和

5年4月開校に向けた統合小学校建設事業や防災・減災対策事業費などを推進するとともに、新しい時代に向かって継続可能な魅力あるまちを目指した予算といたしております。

それでは、当初予算案の具体的な内容につきまして、歳入予算の主なものを予算書のほうは11ページの事項別明細書、予算資料のほうは22ページ、23ページにより増減理由を中心に御説明をいたします。

予算書11ページでございます。予算資料は22ページでございます。

まず、市財政の根幹となります1款。市税は、個人市民税及び法人市民税ともに増収を見込んでおります。同様に固定資産税も土地及び家屋分の増などにより0.9%の増収を見込んでおります。市税全体では、前年度比1.9%増の3,591,832千円を見込んでおります。

次に、2款から12款までの交付金等は、地方財政計画等に応じて計上をいたしております。

そのうち、7款。地方消費税交付金は、国の消費税収が増収となる見込みのため、前年度比90,000千円増の790,000千円を見込んでおります。

続いて、11款。地方交付税は、公債費の増や国税の増収等により、前年度比3億円増の55億円を計上いたしております。

次に、15款。国庫支出金及び16款。県支出金は、歳出予算に応じて計上をいたしております。

まず、15款。国庫支出金は3,190,509千円で、前年度比344,234千円の増といたしております。新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫補助金の増が主な要因でございます。

また、16款。県支出金は2,234,025千円で、前年度比178,603千円の増といたしております。JAみなみ筑後による瀬高カントリーの改修事業に係る県補助金の増が主な要因でございます。

次に、18款。寄附金は303,004千円、前年度比2,000千円の増でございます。企業版ふるさと寄附金を2,000千円と見込んでおります。

次に、19款。繰入金は1,590,058千円で、前年度比152,949千円の増といたしております。財源調整を行うための財政調整基金繰入金1,193,000千円、公債費の償還に充てるための減債基金繰入金1億円などの取崩しを計上いたしております。また、ふるさと納税を活用するため、ふるさとみやま応援基金繰入金250,000千円を計上いたしております。

最後に、22款。市債は2,553,500千円の借入れを見込んでおります。前年度比3,040,800千円の減、マイナス54.4%の大幅減となっております。そのうち、過疎対策事業債は1,924,300

千円を計上し、前年度比2,804,100千円の大幅減となっております。これは、前年度に総合市民センター建設事業や新ごみ処理施設整備事業などの大型建設事業があったことによるものでございます。

続きまして、歳出予算の主な事項につきまして御説明いたします。

予算書は13ページ、予算資料24ページをお願いいたします。

まず、1款。議会費は168,962千円で、前年度比2,595千円の減といたしております。議員共済会負担金の減が主な要因でございます。

次に、2款。総務費は2,181,392千円、前年度比2,204,482千円の減、率にしてマイナス50.3%の大幅減でございます。総合市民センター建設費の減が主な要因でございます。

続いて、3款。民生費は7,462,778千円、前年度比207,845千円の増、プラス2.9%でございます。開保育園及びびがしやまあいじえんの園舎改修事業に対する補助金の増が主な要因でございます。

次に、4款。衛生費は1,497,162千円、前年度比1,439,171千円の減、マイナス49.0%の大幅減でございます。新ごみ処理施設建設に伴います有明生活環境施設組合への建設負担金の減が主な要因でございます。

次に、6款。農林水産業費は1,960,183千円、前年度比294,212千円の増、率にしてプラス17.7%でございます。JAみなみ筑後による瀬高カントリーの改修事業に対する補助である、強い農業づくり総合支援事業交付金やため池等浚渫事業費の増によるものでございます。

続いて、7款。商工費は389,422千円で、前年度比130,955千円の増、プラス50.7%でございます。発行額3億円、プレミアム率25%のプレミアム商品券事業補助金の増が主な要因でございます。

次に、8款。土木費は1,761,335千円、前年度比128,362千円の増、プラス7.9%としております。老朽化した下庄雨水ポンプ場の設備改修事業費の増が主な要因でございます。

次に、9款。消防費は872,560千円を計上いたしております。前年度比113,291千円の増、プラス14.9%でございます。ドローンなどの資機材を装備した救助工作車購入事業の増によるものでございます。

続いて、10款。教育費は2,749,121千円、前年度比835,677千円の増で、プラス43.7%となっております。高田地区4校の統合小学校建設事業費や総合市民センター管理費の増などによるものでございます。

次に、11款．災害復旧費は96,903千円で、前年度比91,897千円の増となっております。令和3年8月豪雨の過年災害分を計上したことによるものでございます。

最後に、12款．公債費は1,737,099千円で、前年度比109,059千円の増、プラス6.7%でございます。平成29年度過疎対策事業債借入れ分の元金償還が始まったことなどが主な要因でございます。

以上が令和4年度一般会計予算の概要でございます。

続きまして、特別会計予算について御説明いたします。

各特別会計の状況は、予算資料の20ページに一覧表をお示ししております。予算資料の20ページでございます。

それでは、議案第23号 令和4年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算を御説明いたします。

予算書は259ページをお願いいたします。

令和4年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ5,411,786千円といたしております。前年度と比較して12,546千円の増でございます。国民健康保険制度改革により平成30年度から県が国民健康保険の財政運営の責任主体となっており、歳入では国民健康保険税及び保険給付費等交付金、歳出では保険給付費及び国保事業費納付金が主なものでございます。

なお、令和4年度においても、本市の保険税率を県の標準保険料率のとおり改定する予定といたしております。

続いて、議案第24号 令和4年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算でございます。

予算書303ページをお願いいたします。

令和4年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出それぞれ700,522千円といたしております。前年度と比較して11,486千円の増でございます。歳入では、後期高齢者医療保険料の増、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金の増を見込んでおります。

次に、議案第25号 令和4年度みやま市介護保険事業特別会計予算でございます。

予算書331ページをお願いいたします。

令和4年度みやま市介護保険事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ5,046,805千円といたしております。前年度と比較し、28,379千円の増、プラス0.6%でございますが、そのうち介護保険事業勘定の総額を5,031,446千円、介護サービス事業勘定の総額を15,359千円と

いたしております。3か年計画であります第8期介護保険事業計画の2年目に当たり、この計画に応じて保険給付費を見込み計上いたしております。また、要支援者などに対する介護予防事業や包括的支援事業費を計上いたしております。

最後に、議案第26号 令和4年度みやま市用地特別会計予算でございます。予算書405ページでございます。

令和4年度みやま市用地特別会計予算は、歳入歳出それぞれ3千円といたしております。この会計は、公共事業の円滑かつ効率的な執行のため、用地を取得することを目的に設置いたしておりますが、令和4年度も事業計画がございませんので、費目のみの計上といたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

日程第45～日程第46 議案第27号～議案第28号

○議長（牛嶋利三君）

日程第45. 議案第27号 令和4年度みやま市水道事業会計予算及び日程第46. 議案第28号 令和4年度みやま市下水道事業会計予算についての2件につきまして、提案理由の説明を求めます。甲斐田上下水道課長お願いします。

○上下水道課長（甲斐田裕士君）（登壇）

改めまして、皆さんこんにちは。それでは、議案第27号 令和4年度みやま市水道事業会計予算について、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書415ページからになります。

令和4年度予算につきましては、第2条 業務の予定量として、給水戸数1万1,800戸、年間総給水量245万7,000立方メートル、1日平均給水量6,731立方メートルと見込み、編成いたしております。

建設改良事業につきましては、送配水管の新設・更新のほか、瀬高配水池の改修を予定しております。

それでは、予算案の内容について、まず、第3条 収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

事業収益を547,577千円、事業費用を496,206千円といたしております。

事業収益につきましては、営業収益として水道料金等を503,925千円、また、営業外収益

として、繰入金及び長期前受金戻入などを43,649千円と見込んでおります。

事業費用につきましては、営業費用として人件費、受水費、修繕費及び減価償却費等を472,422千円、また、営業外費用として、企業債の支払利息等を21,233千円計上いたしております。

続きまして、予算書416ページをお願いいたします。

次に、第4条 資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入を192,160千円、支出を506,146千円といたしております。

収入につきましては、企業債1億円、出資金61,690千円、工事負担金5,200千円、国庫補助金25,270千円を見込んでおります。

支出につきましては、建設改良費として408,604千円、企業債償還金といたしまして92,192千円を計上しております。

収入額が支出に対して不足する313,986千円につきましては、損益勘定留保資金等で補填いたします。

補填財源の明細を449ページに記載しておりますので、御参照ください。

また、瀬高配水池築造工事を令和4年度から令和5年度において工事をいたします関係上、債務負担行為を178,000千円の限度額にて予定しております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第28号 令和4年度みやま市下水道事業会計予算について、提案理由の御説明を申し上げます。予算書451ページからになります。

なお、事業ごとの予算書を別添予算資料1ページより添付いたしておりますので、併せて御覧いただきますようお願いいたします。

令和4年度予算につきましては、第2条 業務の予定量として、接続戸数5,150戸、主な建設改良事業につきましては、公共下水道管渠整備事業として430,000千円、浄化槽整備事業として169,000千円を予定しております。

それでは、予算案の内容について、まず、第3条 収益的収入及び支出から御説明申し上げます。

事業収益を687,337千円、事業費用を670,328千円といたしております。

事業収益につきましては、営業収益として使用料等を301,542千円、また、営業外収益と

して、他会計補助金及び長期前受金戻入等を385,795千円と見込んでおります。

事業費用につきましては、営業費用として人件費、処理場等の維持管理費及び減価償却費等を625,055千円、また、営業外費用として、企業債の支払利息等を43,520千円計上いたしております。

続きまして、予算書452ページをお願いいたします。

第4条 資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入を697,474千円、支出を847,172千円といたしております。

収入につきましては、企業債179,400千円、他会計出資金44,407千円、他会計補助金149,538千円、国庫補助金278,000千円、県補助金12,678千円、分担金及び負担金33,451千円を見込んでおります。

支出につきましては、建設改良費として698,983千円、企業債償還金といたしまして146,438千円を計上しております。

収入額が支出額に対し不足する149,698千円につきましては、損益勘定留保資金等で補填いたします。

補填財源の明細を483ページに記載しておりますので、御参照ください。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

ただいまから令和4年度予算の審議に入りますが、今後、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査することにいたしておりますので、質疑につきましては簡潔にお願いをいたします。

質疑は、議案第22号から議案第28号まで一括して行ってまいります。

これより質疑を行います。通告がございますので、発言を許可いたします。14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

通告しております2款．総務費、1項．総務管理費、6目．企画費、①の学校跡地活用計画策定業務委託料について質問させていただきます。

さきに通告いたしております計画策定は統合した校区の順番ではないのか、2点目に、統合した学校の校舎は、平成27年の基本方針の中では校舎は解体しないということになってい

ましたが、令和2年12月改定後は解体するということになっております。その辺もお伺いをいたします。

それと、本郷の跡地の話はいつ頃あったのか。去年の3月当初予算で5,700千円計上してありますので、この5,700千円は1年間のうち全部使い切ったのか、どういう使用目的で使われたのか。それと、平成20年10月に東部、竹海、南部——南部は途中で外れておりますが、意見書を提出してあると思います。そして、その後、市としての考え方を検討委員会にお示しするということがあったと思いますが、返っていないということで当時の東部小学校と竹海校区の検討委員会の方にお聞きしております。何で返さないのか、その辺をお伺いいたします。

それと、新しい基本方針の4番、跡地活用の進め方、(1)の跡地活用における優先順位、①の公共施設としての活用（用途転用）、ア)の市の施策における公共施設としての活用、この辺の説明をちょっと後で、平成27年当時の追加になっておるようでありますので、その辺をちょっと説明お願いいたします。これは3問までやったですもんね。

○議長（牛嶋利三君）

そうです。3問です。

○14番（中島一博君）続

時間は無制限ですね。

○議長（牛嶋利三君）

3回まで。

○14番（中島一博君）

ちょっと最初にそれぐらいお願いします。

それと、今年度計画策定、統合した6,000千円計上してあるのは、結局、東部、竹海、上庄、3校で割ったら2,000千円という考えでいいのか、以上、それぐらいお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

中島議員、よかったらページ数が分かれば（「何て」と呼ぶ者あり）ページ数とかが分かるなら、ページ数ばちょっと言うてもらったら分かるばってんな。ページ数が分かればですよ。（「77ページ」「2款1項6目やけんですね」と呼ぶ者あり）分かった。どなたも分からっしゃるですか。（「はい」と呼ぶ者あり）よかです。（「77ページです」と呼ぶ者あり）77ページになつとる。（「77ページの12番かな、学校跡地の6,000千円と本郷小学校跡

地の35,000千円、この流れです」と呼ぶ者あり)

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

失礼いたします。ちょっとたくさんあったので、順番がちょっと分からなくなる部分もあるかもしれませんが、そこんところはまた調整しながらお答えをしたいと思います。

まず、1点目の学校跡地活用計画策定業務の分で、計画策定は統合した校区の順番ではないのかという御質問でございますが、校区ごとに設置した学校跡地検討委員会では、市学校施設跡地活用基本方針に基づき、地元の意見を伺いながら検討しております。

本郷小学校跡地につきましては、筑後広域公園のスポーツゾーンと隣接している地理的特性から、基本方針の市の施策における公共施設として、筑後広域公園との連携により相互にぎわいを創出する施設として活用を検討しているところでございます。

一方、山川東部の小学校跡地、竹海小学校跡地、上庄小学校跡地につきましては、基本方針の市の施策における公共施設としての活用の計画がないため、災害時の避難施設及び校区のコミュニティー施設としての活用を検討しております。

本郷小学校跡地につきましては、令和2年に筑後広域公園フィットネスエリアが一部供用を開始され、サッカー場やスケートボード場は多くの利用者でにぎわっております。フィットネスエリアなどが整備中のタイミングで基本計画を策定するのが適当であるという判断から、本年度予算で本郷小学校跡地活用基本計画策定業務委託料を議決いただき、現在、他の3校区に先行して基本計画づくりを進めておるところでございます。

2番目の統合した学校の校舎は解体されるのかということでございますが、改定前の学校施設跡地活用基本方針では、解体は前提としない必要最低限の改修による活用を打ち出しておりましたけれども、改定後は老朽化の状況等を総合的に判断した活用とし、老朽化等により活用しない場合は、解体撤去も検討することとしたわけでございます。

廃校舎を一律に解体撤去するのではなく、老朽化の状況等を総合的に勘案し、活用するのか、解体撤去するのかを判断することになってまいります。

また、平成27年10月みやま市校区の学校跡地検討委員会から市に提出されたみやま市学校跡地活用に関する意見書について、その実現に向けて市長は具体的な検討を行ったのかということでございますけれども、桜舞館小学校の統合に当たり廃校となる3校区の代表者により設置しましたみやま市校区学校跡地検討委員会では、平成20年4月に定めたみやま市学校

施設跡地活用基本方針に基づきまして、跡地活用について検討していただいたわけでございます。当時の検討委員会では、校舎を解体して新しい施設設備を行うことは前提とせず、既存校舎に必要最小限の改修を施した活用とするとの方針の下、意見を取りまとめていただいたんですけれども、山川東部、竹海校区につきましては、内容が多岐にわたっており、具体的な運営方法について結論が見いだせず、施設の老朽化等もあり、約5年間実現に至らなかったわけでございます。

こうした理由から、令和2年12月にみやま市学校施設跡地活用基本方針を一部改定し、跡地活用について施設の老朽化の状況や立地状況を勘案し、優先順位をつけて活用の可否を検討するよう基本方針の一部見直しを行ったところでございます。

基本方針の見直し後、改めて各校区に検討委員会を設置するに当たり、令和3年1月に平成27年当時の検討委員会の委員長さん、副委員長さんにお越しいただき、新たな基本方針の下、検討委員会を設置し、再度学校跡地の活用について検討することについて説明をさせていただきました。

当時の検討委員会の委員の皆様には、住民アンケートまで取っていただき、丁寧に意見を取りまとめていただいたにもかかわらず、長期にわたり結論を出せず実現に至らなかったことは、市長として大変申し訳なく思っております。心からお詫びを申し上げます。

学校跡地の活用に向けた基本的な考え方でございます。

市では、小・中学校の再編に当たり、学校施設跡地の活用について平成27年4月に、先ほども申し上げましたけれども、みやま市学校施設跡地活用基本方針を定め、その方針に基づき活用方法を検討することとしていると。令和2年12月にこの基本方針を、先ほども申し上げましたように一部改定し、跡地活用について、施設の老朽化の状況、立地状況を勘案し、優先順位をつけて活用の可否を検討するよう、基本方針の一部見直しを行ったところでございます。

公共施設としての活用に当たっては、優先順位第1として、市の施策における公共施設としての活用、優先順位2番目として、災害時の避難施設としての活用、優先順位3番目として、校区のコミュニティー施設としての活用について検討し、公共施設として活用しない部分については、民間事業者等への売却や貸付けについて検討し、老朽化により維持管理の増大が見込まれるものについては施設の解体等を検討することとしているわけでございます。

令和3年度予算の執行状況については、担当課からお答えをさせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

その前に市長、本郷にこういう跡地に県の施設を持ってくるのはいつ頃の話やったのか、そういうふうな話もちよっと聞いておるんですけど。そして、5,700千円の予算組んでるけど、いつ頃あったんでしょうか、市が同時でしとるわけやないでしょう。

○議長（牛嶋利三君）

ちよっとお待ちください。

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

現在、活用が進んでいない4校の小学校跡地については、みやま市の学校施設跡地活用基本方針に基づいて、庁内で検討を行った上で、令和3年2月に各校区にお示しする活用法とその案について決定をしたところでございます。（「答弁になつたらん」と呼ぶ者あり）去年の2月ということでございます。（「それは県から来たんですか」と呼ぶ者あり）

先ほども申し上げたように、庁内で検討してということでございます。

○議長（牛嶋利三君）

木村企画振興課長。

○企画振興課長（木村勝幸君）

私のほうからは、令和3年度、今年度の本郷小学校跡地活用基本計画策定業務委託料のことを御質問されていたと思いますので、その内訳5,000千円の委託料でございましたが、使用目的としてはコンサルに委託をしまして、基本計画を策定する委託料ということでございます。これは当然予算の範囲内で入札をして、契約して今進めているというところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

中島議員、3問までけん、あえて中島議員から確認を取って質問していただければよるごたつけど、質問1回に対して幾つというような質問に対して、答弁は全部返ってきとるですか。
14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

1番、2番は分かります。分からないのが、返答していないのが、平成27年10月に意見書を提出してあるでしょうが、それは執行部としての考えをまだ返していないわけですよ。これはまた失礼に当たりますよ。そのときの東部の区長会長さん、竹海の区長会長さんに失礼に当たる、意見書出して、市の考え、五、六年ほったらかしでしょうが。そして、去年、あなたたちは検討委員会、この本郷のことが始まった関係で5,700千円計上してあるじゃないですか。ちょうど末吉議員が令和3年第1回の質問のときの市長の答弁が、平成27年度の校区跡地検討委員会では、この基本方針、これは平成27年度の基本方針で校舎も解体しないということで、そのあれで5人の方で検討委員会を開催してあるわけなんですよ。そして、「地域のニーズ調査をするなどして意見書を提出いただきました。市といたしましても、地域のニーズと既存施設の有効活用を重要視していたため、結果的に市全体の公共施設の在り方や財政的な面から実現できず、現在に至っております」、これはこういうふうな財政面とかと言って返事ば返してやらんな、莫大な要望を出しているのは、私は検討委員会のこれを見たら、それはめちゃくちゃな要望ばかりです。せいけん財政面を、だけど、これくらい要望書、自分たちで書いてあるはずですよ。これ返してやらんなら物すごい、この方たちは最初の桜舞館小学校統合のとき、4校統合のとき、東部、竹海校区は反対やったんですよ。区長さんたちが動いてもらって竹海校区で反対の署名運動まで起きて、それを各区長さんたちが説得して、難産の末、平成28年4月が開校やったですかね、そして開校してあるんですよ。後々の統合にも迷惑かけないようにということで、難産の末、開校してあるんですよ。そういう方たちが基本方針にのっかって意見書を提出してあるんですよ。五、六年ほったらかしでしょうが。よかったら返していただくようお願いしときます。

それと、ここで財政面から実現ができておらない。全くこのときの意見書と18日にももらったこのあれと全然違う図面をもらって、図面が全く変わっているですもんね。その辺もちょっと、私もちょっとこれはコピーはやりましたけど、当時の区長会長さん、竹海、東部と全然変わっているということでびっくりされておりました。その辺、執行部のほうから返答は出してもらったがいいと思いますよ。

それと、5,700千円の件ですけど、これは全部使われたのかどうか。そうすると、私が言いよった、市長ちょっと答弁は、私が一番ここに、ある程度平成27年の基本方針と一緒になんですよ。私はちょっと理解に苦しむのが、さっき言いよった、4番のここまで一緒なので、そうすると、この被害時の校区の避難施設というのは、もう一緒やからこれは関係ない、こ

このにきが、もう一回読みますけど、公共施設の跡地活用における優先順位は、公共施設としての活用の中に、まず、市民が直接利用することを目的に市が設置運営する公共施設としての活用を検討しますというんですよ。市民が直接有効に活用することが、利用することが目的と書いてあるんですよ。その辺を今度、本郷小学校に生かしてあるかどうか。

2問目の設計委託料に移りますけど、それと3番目の、市の施策における公共施設としての活用、ちょっと読み上げますけど、市の総合計画に定めるまちづくりの基本方針や市の重要施策を踏まえ、市の施策における公共施設としての活用を検討します。その下が、ちょっと私が理解に苦しむ、市の財政負担や事業の採算性を十分考慮し、PPPなど民間活力の活用を図るとともに、よりよい質の高いサービスを効率的な提供を目指した施設の設備及び運営を目指します。この辺ちょっと説明をお願いします。こちら辺がちょっと理解に私は苦しむから、再度市長、この辺の説明をお願いいたします。

それと、本郷小学校の設計委託料の35,000千円の件ですけど、この跡地利用のほかの3地区と比べてみれば一目瞭然、写真とかこれを見たら、これは本郷地区もちょっと調査に行ったんですけど、これは検討委員会7名のうち市が直接こういうのを持って行って説明したような話をちょっと、これは全く検討委員の方は役所が全部ひな形作って持って行って意見交換して、そして、アンケートは市から郵送かなんかで送ってあると聞いておるから、5,700千円の中にアンケートも370件郵送で送ってあるです。そのアンケートはどうされたのか、郵送でと聞いております。

それと、この図面を見てでも、県立公園の利活用にしか見えないんです。その辺も市民が活用される、さっきの市民が直接利用することを目的とした、これが本郷小学校の図面と適合するのか、その辺をお伺いいたします。

それと、財政が厳しい中、なぜ県立公園のためにこれを市が行うのか、その理由とメリット、地域の意見は反映されたのか。それと、何か話に聞くと建築工事も市が行うような話も聞いた。これは大体予算をどれぐらい見てあるのか、その維持管理、2問目はそこまでお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

すみません、ちょっとたくさんあって私も混乱をしておるところでございますが、答えさ

せていただける分、答えさせていただきます。

まず、平成27年当時の検討委員会の委員長さんに対しての分で、ちゃんと説明したのかという部分でございますけれども、先ほども申し上げたとおり、令和3年1月に、当時の検討委員会の委員長さんと副委員長さんにお越しをいただいて、新たな基本方針の下で検討委員会を設置し、再度学校跡地の活用について検討することについて説明をさせていただいたということでございます。

そういう意味で、平成27年当時の計画については、先ほども申し上げましたけれども、なかなか多岐にわたっていて、具体的な運営方法で結論が見いだせなかったということ、また、施設の老朽化等もあったということでなかなか進まなかったと。実現に至らなかったこと、それについては先ほども申し上げましたけど、再度おわびを申し上げたいと思います。やはり施設の維持管理費等も関わってきますし、その老朽化等もありますので、やはりもう一度学校跡地の活用について検討するという事で再組織化をさせていただいて、現在進めているということでございます。

それから、幾つもあって混乱しておりますけれども、本郷小学校の分については、地域からの要望等も出ておりました、令和3年9月とかにも出ておりました、あと2月9日には旧本郷小学校跡地活用に関する要望等も出ておりました、やはり——ちょっとお待ちくださいね。先ほど申し上げました観光協会から出ている分、令和3年2月分からもスポーツツーリズム等による誘客と交流人口の増加を目的に、旧本郷小学校を活用してほしいという意見もいただいております。そして、こういう意見を踏まえて令和3年2月に、先ほども申し上げましたような部分で各校区にお示しする活用方法案を決定いたしましたわけですし、本郷小学校につきましては、令和3年4月に学校跡地検討委員会を設置して、今年度4回にわたり委員会を開催して地元の代表者の方々の意見聴取も行ったわけでございます。

そういう意味で、本郷校区では学校跡地の活用を円滑に進める上で、令和3年9月には県が進めておられます幸作橋の架け替え工事に関連して、小学校の進入路の整備を進めていただくよう地元区長からの要望もございまして、共に要望活動を行うなど、地元の皆様にも積極的に取り組んでいただいております。

ですから、地元として県の筑後広域公園と連携し、合宿施設などの地域のにぎわいとなる施設として活用される一方、災害時には避難所として利用することで、地域の安全・安心につなげたいとの意見もいただいております。特にまた昨年は東京オリンピックや北京オ

リンピックの開催により、スケートボードなど若者に人気があるアーバンスポーツが脚光を浴びる中、本市の活性化に向けてしっかり活用していきたいと思いますので、議員の皆様の御理解をいただきたいと思います。

また、市内の人がこういうアーバンスポーツ等も含めてやはりこれから増えてくるものと考えております。市内の方たちに活用していただくのは当然のことですし、こういう施設を造ることによってまた交流人口が増えて、いろんな部分でみやま市の活性化、経済効果も出てくるものと思いますし、その辺は市としても福岡県と協力しながらもしっかり取り組んで地域の活性化につなげていきたいという考え方でございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

市長、私の質問の答弁になっていないじゃないですか。私は跡地での計画分は市が主導でやるんじゃないですかと。そうすると、筑後広域公園の利活用には見えない面ばかりですよ。合宿所とか、こういうのを見てあるんでしょうもん、この図面。見ましたか。私は見てこれを言っているんですよ。そして、財政の厳しい中、何で市がこういうのをせないかんか。住民の意見も、県立公園やけん、県がするのじゃないかという方の意見が多いんですよ。そういうのが全然届いていない。全然私の質問と答弁はかみ合っとなんですよ。よっ
と聞いてってくださいよ。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

今さっきも何度もおっしゃっていますけれども、市役所主導かということでございますが、本郷小学校跡地については、先ほども申し上げましたように、筑後広域公園のスポーツゾーンと隣接している地理的特性から、基本方針の市の施策における公共施設として筑後広域公園との連携により相互ににぎわいを創出する施設としての活用を市として検討しているものでございます。そして、地域からも、先ほども申し上げたと思いますけれども、要望等もありまして、ああいう立派な公園がそばにあるのに市として十分に生かし切れていないといった趣旨の意見もございますし、県にはスポーツエリアにスポーツ施設等を整備していただき、

市はそのスポーツ施設を生かして、地域に新たなにぎわいを創出するために学校跡地を活用するという相乗効果を狙ったものでございます。そういう取組でございます。広域公園の跡地にしか見えないということですが、そういうことはございません。やっぱり地域としても本郷小学校跡地を活用して、筑後広域公園の利用者が校区の農家等を巡るグリーンツーリズムもありますし、地元住民が農産物等を販売する直売所とか、小・中学校の宿泊研修とか、通学合宿など訪れることで、単に筑後広域公園のにぎわいだけでなく、地元本郷校区のにぎわいづくりにもつながっていくということが期待されておるわけでございますので、ぜひともそこは御理解いただきたいと思えます。

ですから、地域の意見、先ほども申し上げておりますけれども、やはり校区の全世帯に対し住民アンケート等を実施した中で、先ほど申し上げた内容もあったわけでございますし、やはり基本計画作成の後では、地元の委員さんの意見を聞きながら検討してきておりますので、地域の意見聴取は十分に行ってきたつもりでございます。ですから、ぜひともそういう分御理解いただければと思えます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

市長、肝心なところを答えていないとですよ。財政が厳しい中、県立公園なのになぜ市がそういうのを行わないといけないのかと。その理由とかメリット、それと、建築も市のほうで行うような話を聞いておるからですね。私も逆算したら10億円ぐらいかかるんじゃないかなろうかと思って、その辺をちょっと答弁してくれませんか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

財政のこと等もいろいろ今御質問ございましたけれども、財政面についてはまだ策定が途上でございますから、どれくらいというのは出ていないわけですが、いろんな起債等も併せて事業についても地方創生拠点整備交付金等の活用とか、いろんな財源の確保に努めていく所存でございますので、そこはまた御理解いただけたらと思えます。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

理由とメリットも出してもらわないかんじゃないですか、全然答弁になっていないですよ、私が聞いた質問と。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

先ほども何度も申し上げたと思いますけど、メリットにつきましては、こういう交流施設を造ることによって、先ほども申し上げましたように、人流がかなり促進されるということで、県内、県外はもとよりおいでになるかもしれませんし、今現在も来ておられます。そしてまた、地元の方たちもしっかり活用していただく施設にしたいと考えておりますので、そこは御理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

建築工事も市が行うのですか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

その辺はまたこれから検討していくところでございますので。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

何か答弁になっていない。設計委託料は市がするかどうか含めんな、設計委託料組んでいくんですか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

設計等については市がいたしますけれども、事業費等については、またこれから検討していくことになると思いますので、そこはよろしくお願い申し上げます。（「いいですか、最後です」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

この建物を造る、造らんはいいんです。なぜ市がしないのか、これは県でもらったらどうですか。みやま市の人口は3万6,000人なんです。県は512万人、その県立公園を3万6,000人しかいないみやま市が何でこういう設計委託料35,000千円、多分逆算するなら10億円ぐらいの3%ぐらいが設計監理で、5%が設計管理料なんです。民間では。だから、350,000千円設計業務委託料にするけん、約10億円ぐらいの建屋ができるんかなと、私が個人的に想像しているんですよ。今の言ったのはちゃんと覚えておってください、あと3問ぐらいしかしません、最後。

それと、なぜそんなに急がないかんのか。跡地利用はそんなに急がなくていいと思いますよ、統合小学校みたいに。そんなに急ぐようだったら、私は高田小学校の体育館を先にしてもらえないですか。順番からいくと、統合小学校からの体育館は、市長は場所がないと11月の答弁で言っていますよ。場所はどがしこでもありますよ。今年度設計して、来年度高田小学校の体育館は建築工事でしてもらえんですか、これもちょっと答弁をお願いします。

それと、とにかく私は設計も建築工事も県のほうに要望していただきたいと思います。それはあと半年しか市長は任期がございませぬが、その間で建築工事。もしできんかったら、保健医療大学みたいに土地も譲渡していったらいいじゃないですか、県がしてあるなら。市が1,050,000千円近くも出して県立公園の面倒を見ないかんかと。清水山荘見てんですか、もう年間20,000千円維持管理が要るんですよ。あそこも研修所か合宿所もできるじゃないですか、そんな利用はないと思いますよ、私。市長は絵に描いた餅みたいな感じでしてあるけど、そんなに人は泊まったりもしないと思いますよ。

それと最後に、ほかの3校区とちょっと比べて公平・公正じゃなく、平等じゃないと思います。図面から見てA3の7枚、こっちの東部小学校はたった1枚ですよ。これを見ても全然公平じゃないですよ。見てんですか、市長、ほら1枚。（資料を示す）東部小学校はこれですよ。それと、竹海小学校、自分たちで意見書を出してあると思いますよ。上庄は順番で

4番目やから、ある程度よくしてあると思います。その辺ちょっと答弁を最後をお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

ちょっと行き詰まってすみません。私も頭の中が混乱しておりますけど、順番に答えられるかどうかちょっと分かりませんが、その分で、まずは運営方針、先ほどおっしゃった清水山荘の件とかも含めて、新たにそういう施設としてうまくいくのかという部分でございすけれども、令和4年度の当初予算の提案に当たり、事前に所管の委員会、全員協議会でも御説明をさせていただいておるんですが、今回の設計に当たっては運営事業者と設計者をセットで公募するDO方式での発注を予定しています。DO方式については、いかに使われる施設にするかという運営目線を設計の段階からきちんと反映し、運営面でのコスト削減を目指すものであるということです。そして、発注に当たりましては、事前にサウンディング調査を行い、情報収集した上で、事業費等も含めてどういった使用にすべきかしっかり検討した上で発注する方針です。また、事業費についても、先ほども何度も申し上げておりますけれども、地方創生拠点整備交付金などの活用、財源の確保に努めていく考えであります。また、県のほうにというふうにおっしゃっておりますけど、その辺はなかなか検討をまだしていけないといけないと思っておりますけれども、本市としては、今計画をしている方向で進めさせていただきたいと思っております。

あと、旧本郷小学校の跡地活用より高田小学校の体育館建設を優先すべきではないかということでございすけれども、高田小学校の統合については、教育委員会において令和2年9月から10月にかけて保護者や住民の方々に対して学校統合に向けた説明会を開催し、早期に統合を進めてほしいという多くの意見をいただいております。そして、こうした意見を受けて、令和5年4月の開校に間に合うように、前回12月議会に校舎改修などに係る補正予算をお願いし、先ほど今回の3月議会で工事請負契約の議案を提出させていただいて議決をいただいたところでございます。本当にありがとうございます。

前回の12月議会でも御説明をいたしましたけど、今回、統合となる高田小学校区については廃校となる小学校の体育館のほか、高田体育館や高田B&G海洋センターもあり、施設の老朽化も進んでいることから、新たに建設する高田小学校の体育館については今後どのよう

な機能を持たせていくのか十分に検討させていただいて準備を進めていくよう教育委員会とも話をしているわけでございます。保護者や住民の皆様からも早期に建設を希望される意見も伺ってはおりますけれども、そういう面でもできるだけ早く必要な検討を行った上で、体育館の建設についても着手をしてまいりたいと思います。

あとほかの校区のところでは不平等じゃないかという部分でおっしゃいましたけど、これにつきましても、やはり施設の場所、そして、周りの環境で優先順位というのがやはり出てくると思います。一遍に全部進めていくということが、地域によってそれぞれ意見が出る中で差異も出てくると思いますし、そういうのも含めて、おっしゃる部分はよく分かりますけれども、できるところからまずは進めていかないといけないというふうに考えております。

以上です。（「議長、ちょっと最後大事なことを忘れとったけど、いいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

こういう大きな事業、執行部だけで議会は回らないんですよ。こういう大事なことを議会の代表である議長、副議長あたりハウレンソウで、報告、連絡、相談とか今までされたのかどうか、それをお伺いいたします、最後に。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

先ほども申し上げたと思いますが、総務委員会と全協のほうでお知らせしたと考えておるわけでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

総務委員会と例月全員協議会等々で御説明は申し上げたつもりですと。（「議長、副議長には直接は相談はしていないということですね」と呼ぶ者あり）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

議長、副議長さんについては、ちょうどその辺では御病気で御不在の面もございましたの

で、そこは大変申し訳なく思っております。（「副議長が代理で直接報告はしてないですかという話」と呼ぶ者あり）副議長、そこは申し訳ありません。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

35,000千円、議案に載っておるけん、それを聞いているんですよ。執行部だけで議会されんでしょうもん。それを言っているのに全く市長は分かっていないんですよ。あとはほかの議員さんたちは特別委員会とか総務委員会は所管でまた聞かれる。もういいです、私は。

○議長（牛嶋利三君）

いいですね。（「もう安心して帰れます」と呼ぶ者あり）

お聞きのように、以上で中島議員からの通告による質疑は終了いたしました。

ほかに、関連としてお尋ねがあればお尋ねいただきたいと思いますが、ございませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

それでは、ほかに質疑なしと認めます。

以上で議案第22号から議案第28号に対する質疑を終結いたします。

それでは、ここで皆さんにお諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第22号から議案第28号までの7件は、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第22号から議案第28号までの7件は、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査することと決定をいたしました。

以上で本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

なお、次の本会議は3月2日となっておりますので、御承知おきお願いいたします。

午後4時00分 散会